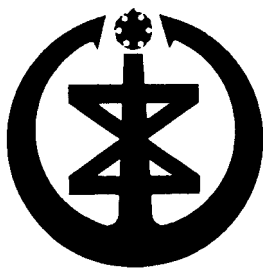


新潟市の環境



平成30年版

新潟市



新潟市徽章

港のしるし錨と中央の五をもって安政5年通商条約により指定された五港を意味し、これに雪環を頂かせて五港の一つ新潟をあらわす。(明治41年3月4日制定)

本市の木 ヤナギ

本市の花 チューリップ

本市の鳥 ハクチョウ

新潟市民憲章

わたしたちのめざす新潟

信濃、阿賀野のゆたかな川の流れが海にそそぎいるところ、ここがわたしたちのまち新潟。日本海に沈む夕日が美しい。海のかなたの国ぐにむけて開かれたこの港まちは、流れのほとりの木のように、いよいよ育ち、栄えている。人びとは、昔から、力を合わせ、ねばり強く、この自由な開かれたまちを築いてきた。

さあ、わたしたちも、いま、たしかな一歩を踏み出そう。
わたしたちが望む新潟をめざして！

ゆたかな海の幸と田畑のみりり。
新潟は、自然がいかされ、まもられるまち。

働くよろこび、憩いの静けさ。
新潟は、活気にあふれ、落ちつきのあるまち。

すこやかな生活は、わたしたちすべての願い。
新潟は、みんなで生きるために、助け合うまち。

はぐくむ心が、いのちを育てる。
新潟は、一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。

海のむこうは、友となる国ぐに。
わたしたちは、世界の平和のかけ橋となる。

(平成元年4月1日制定)



はじめに

2015年9月、国連サミットにおいて、国際社会全体の包括的な目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsの17の目標は、環境のほか、経済や福祉など多分野にわたっていますが、各目標が相互に関連しており、目標達成に向け、分野を超えて協調していく必要があります。

また同年12月には、気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が合意されました。パリ協定では、産業革命前からの地球全体の平均気温上昇を2℃未満に抑えることなどが盛り込まれたほか、今後もしリスクが高まると予測される気候変動に対し、温室効果ガスの排出削減により進行を抑制する「緩和策」に加え、既に起こり始めている影響による被害を回避、軽減する「適応策」についても進めることが求められています。

国においては、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面する中、2018年4月、第5次環境基本計画が閣議決定されました。この計画では、SDGsの考え方を活用し、「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化することを目指しています。

本市では、環境基本条例に基づき「新潟市環境基本計画」を策定し、環境行政の総合的、計画的推進に努めてきましたが、前述のような世界情勢、国内の動向を踏まえつつ、「田園と都市が織りなす、環境健康都市」の実現に向け、施策を展開していく必要があります。

市民の皆さまが、健康で安心かつ快適に生活できるよう、里潟をはじめとした水辺や田園、里山など、やすらぎと潤いをもたらしてくれる環境を守り育てるとともに、このかけがえのない豊かな自然環境を未来の人々に継承していくため、市民・事業者の皆さまと一体となって取り組みを進めてまいります。

本書は、2017年度における本市の環境の現状と施策の実施状況をまとめたものです。市民の皆さまに広く活用され、本市の環境問題へのご理解をさらに深めていただくとともに、環境保全活動の一助となることを願っております。

2019年2月

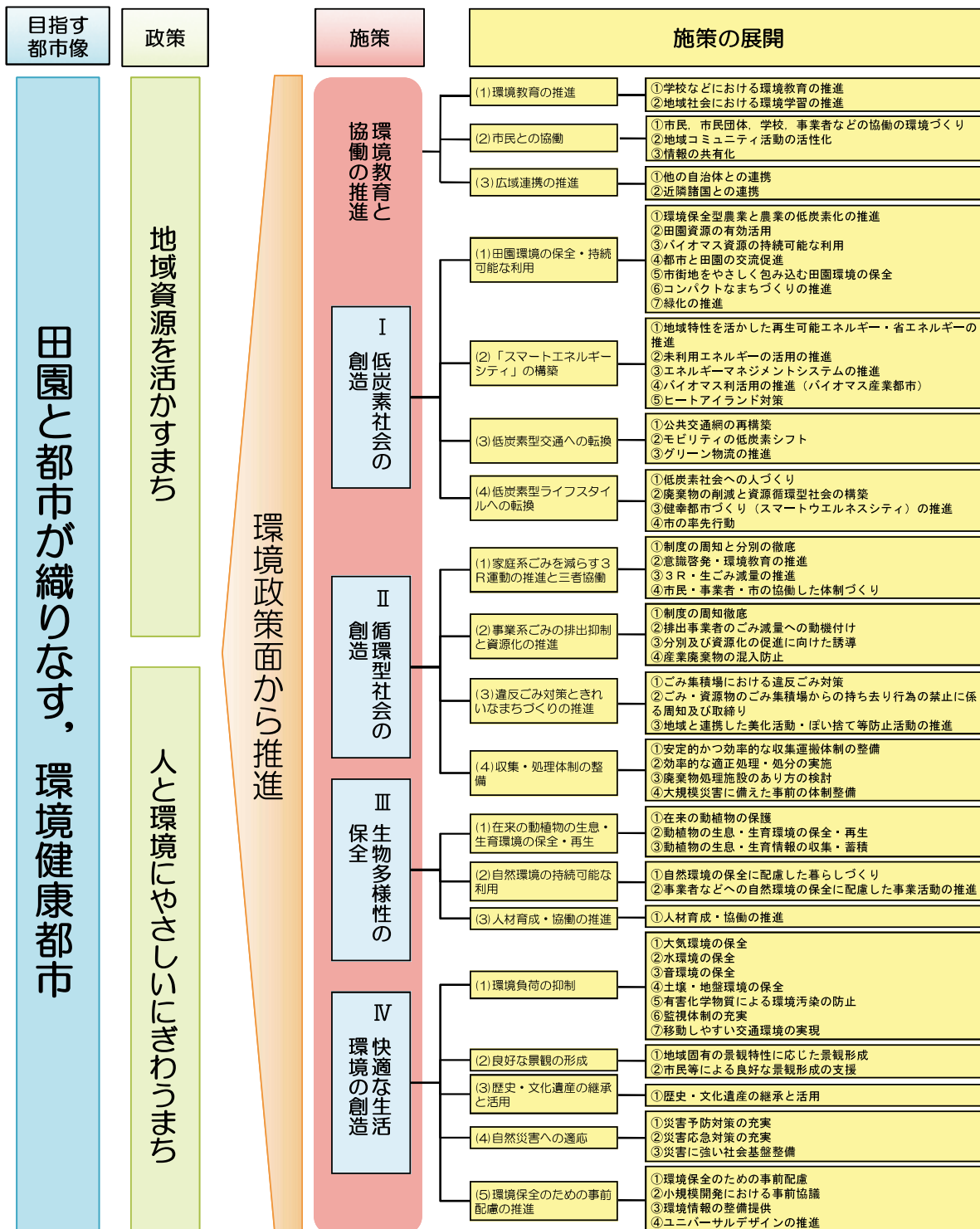
新潟市長 中 原 八 一

本書（新潟市の環境）について

本書は、新潟市環境基本条例第7条に基づく年次報告書として、本市における平成29年度の環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等についてまとめたものです。

なお、新潟市環境基本計画では、本市の目指す環境都市像として「田園と都市が織りなす、環境健康都市」を掲げ、次のように施策の大綱を設けています。本書では、この施策の大綱に沿って、本市が実施した環境の保全に関する施策の実施状況等をまとめています。

第3次 新潟市環境基本計画 施策の大綱



目次

はじめに

本書（新潟市の環境）について

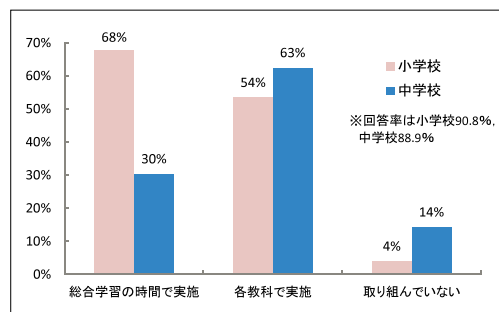
第1章 環境教育と協働の推進	1
1 環境教育の推進	1
2 市民との協働	3
3 広域連携の推進	4
第2章 低炭素社会の創造	6
1 田園環境の保全・持続可能な利用	7
2 「スマートエネルギーシティ」の構築	10
3 低炭素型交通への転換	12
4 低炭素型ライフスタイルへの転換	13
第3章 循環型社会の創造	16
1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働	17
2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進	19
3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進	20
4 収集・処理体制の整備	21
第4章 生物多様性の保全	23
1 在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生	24
2 自然環境の持続可能な利用	26
3 人材育成・協働の推進	27
第5章 快適な生活環境の創造	28
1 環境負荷の抑制	29
2 良好な景観の形成	34
3 歴史・文化遺産の継承と活用	35
4 自然災害への適応	35
5 環境保全のための事前配慮の推進	36
資料編	
1 環境保全行政組織・機構	38
2 新潟市環境基本条例	39

第1章 環境教育と協働の推進

現状と課題

<環境教育>

子ども達への環境教育において重要な役割を担う学校では、各教科や総合的な学習の時間などを活用し、自然調査、学校ビオトープづくり、リサイクル活動、清掃活動、グリーンカーテンづくりといった多彩な環境教育に取り組んでいます。学校の取組みレベルに合わせて、効果的な環境教育をさらに充実させていくことが必要です。

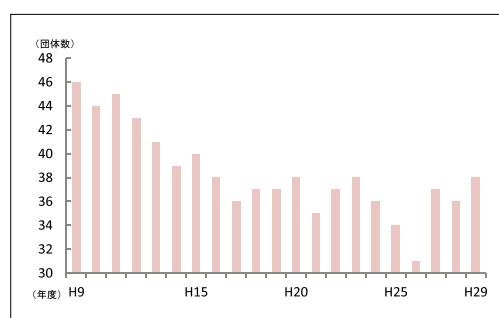


図表1-1 小中学校における環境教育の実施状況

一番身近な環境教育や環境行動の場である家庭や地域では、家庭生活、地域活動、行事、清掃活動などを通して、身近な環境を守り大切にしようとする心を育むことが期待されます。しかし、近年は地域の結び付きが弱まってきているため、家庭や地域での活動を支援し、地域を通じた環境教育を充実させる必要があります。

<市民との協働>

市内には幅広く環境保全活動を展開する市民、市民団体、事業者などがありますが、その存在や活動内容が広く市民に知られておらず、参加者の減少や活動の衰退などが課題となっています。幅広い世代からの参加者を増やし、活動を活性化させていくためには、活動の内容を広く周知するとともに、各主体が連携しながら取組みを進めていくことが必要です。



図表1-2 にいがた市民環境会議 会員数の推移

地域における課題を地域が主体となって解決するため、自治会・町内会を中心とした地域の様々な団体等により構成される地域コミュニティ協議会が市内全域で結成されています。今後ますます多様化する地域の課題やニーズに的確に対応するため、地域コミュニティ協議会やNPOなどと行政が積極的に協働を進めていく必要があります。

<広域連携の推進>

市域を超える問題や多様化・グローバル化する環境問題の解決に向けて、近隣市町村や環境先進都市・国と連携を図っています。

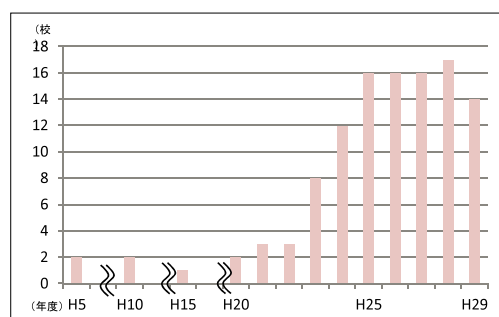
施策展開

1 環境教育の推進

(1) 学校などにおける環境教育の推進

(ESD^{*}環境学習モデル支援校)

モデルとなるESD・環境学習を実践し、その成果を市へ報告する小学校を「ESD環境学習モデル支援校」として指定し、取組みに係る経費について支援を実施しています。支援校の取組みの成果については、市から各学校へ周知を行っています。平成29年度は、14校の指定を行いました。



図表1-3 ESD環境学習モデル支援校の指定数の推移 (旧環境教育実践協力校)

また、学校教員向けにE S Dへの理解を深める研修会を開催しました。(参加者23人)

H29年度 E S D環境学習モデル支援校	松浜, 東山の下, 関屋, 沼垂, 女池, 曾野木, 早通, 新津第一, 小合東, 味方, 赤塚, 中之口東, 中之口西, 漆山
--------------------------	---

※E S D:持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の略で、環境・経済・社会の面から、より質の高い生活を次世代も含むすべての人々にもたらず持続可能な社会づくりの担い手育成を目指す教育。

(出前講座・ごみ収集車体験の実施)

清掃事務所の職員がごみ収集車で小学校へ出向き、収集車の構造や操作方法を説明します。

実際に作業を体験してもらうことで、児童のごみ分別への関心を深め、環境意識の向上を図ります。平成29年度は、50校111クラス2,984名の児童が参加しました。

(環境教育副読本の配布)

環境学習の副教材として、副読本を作成し、小学4年生と中学1年生に配付しています。平成29年度は小中学校合わせて、14,800人の児童・生徒に配付しました。冊子は、市ホームページからダウンロードできます。



環境教育副読本(左:小学生用, 右:中学生用)

(環境と人にやさしい敷地内緑化推進支援事業)

温室効果ガスの減少と子どもたちと緑とのふれあいを目指し、各学校・園の希望により敷地内緑化(樹木の植樹)を推進します。平成29年度は、9校園にて植樹を行いました。

(地域の特徴を活かした環境学習支援事業)

各区1校を目安にして、地域の特徴を活かした環境学習モデル校として認定し、新潟水俣病を学習内容に取り入れた環境学習の一層の推進を支援します。平成29年度には10校を認定し、2月に県と合同で発表会を実施しました。

(2) 地域社会における環境教育の推進

(環境フェアの開催)

市民の環境問題に対する意識啓発を目的として、にいがた市民環境会議、新潟地区環境保全連絡協議会、新潟市地球温暖化対策地域推進協議会との共催で、市民団体・事業者・行政によるブース出展により、各主体の活動内容を紹介する「環境フェア」を実施しました。

開催30回目となる平成29年度は、10月1日に万代シテイ通りで「賢く使おう!身の回りのエネルギー」をテーマに水素自動車を展示するなどして開催し、31,176人の来場がありました。



会場の様子



水素自動車の展示

(環境講座・イベントの開催)

自治会や町内会，地域住民を対象に環境保全の理解を深めるため，下記のとおり講座・イベントを開催しました。

図表1-4 環境講座・イベントの一覧

	内容	H29実績		所管課
		開催回数	延べ参加人数	
環境講座	市政さわやかトーク宅配便			
	ごみ減量・リサイクルについて	17回	576人	廃棄物対策課
	みんなで創ろう 環境モデル都市	1回	9人	環境政策課
	新潟市の鳥「ハクチョウ」から生物多様性を考える～ハクチョウを通して新潟市の魅力を探る～	2回	105人	
	環境対策について	1回	10人	環境対策課
	家庭の省エネ取組支援講座	20回	817人	環境政策課
	自然と環境講座	5回	117人	中央公民館
	子ども環境教育推進事業	1回	59人	中央公民館
	あきは自然観察会	5回	106人	中央公民館
	山野草観察会	1回	19人	中央公民館
子どもリサイクル教室	1回	17人	中央公民館	
イベント	市民探鳥会	3回	209人	環境政策課
	里山親子昆虫かんさつ会	1回	24人	環境政策課
	鳥屋野潟お散歩かんさつ会	1回	17人	環境政策課
	♪鳥くんと一緒に鳥の魅力を探す・伝える探鳥会	1回	15人	環境政策課
	ハクチョウを送る会	1回	50人	環境政策課
	クリーン作戦	5回	9,527人	中央公民館
	冬でも花いっぱい運動	2回	282人	中央公民館

2 市民との協働

(1) 市民，市民団体，学校，事業者などの協働の環境づくり

(にいがた市民環境会議)

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと，それぞれの立場を尊重した連携を模索し，さまざまな環境情報を収集・発信することを通じて，参加団体の自主的な環境保全活動を推進する「にいがた市民環境会議」が設置されています。

本市は，事務局の役割を担い，会議やイベント開催などの活動を支援しています。平成29年度の会員数は，38団体でした。

(2) 地域コミュニティ活動の活性化

(地域活動補助金の交付)

地域コミュニティや自治会，その他団体による自主的・主体的なまちづくり活動の取組みの促進を図り，豊かな地域社会を実現するために，地域課題の解決を図る活動などに補助金を交付しています。平成29年は，597件の申請に対し，547件の交付がありました。

(3) 情報の共有化

(インターネットによる情報提供)

市ホームページや外部サイトにより、環境に関する情報を提供しています。

図表1-5 外部サイト概要

環境総合サイト「エコやろてば!」	新潟市の大気常時監視
	
<p>環境関連の講座やイベントの開催案内・実施状況等を掲載</p>	<p>大気常時監視のデータ（速報値）をリアルタイムで提供</p>
<p>http://www.eco-yaroteba.jp/</p>	<p>http://taiki.city.niigata.lg.jp/</p>

3 広域連携の推進

(1) 他の自治体との連携

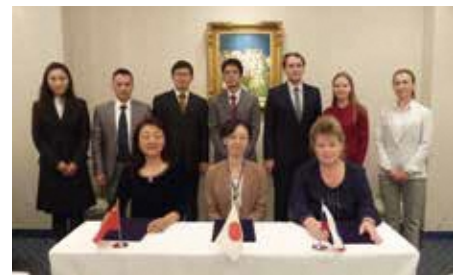
(大都市環境保全主管局長会議等への参加)

各都市が抱える環境課題などについての共有や意見交換などを行う会議に参加し、情報の共有や連携を図っています。

(2) 近隣諸国との連携

(三都市環境会議)

本市、ハバロフスク市（姉妹都市）、ハルビン市（友好都市）の環境部職員（管理職級）などが参加し、情報交換や協力関係構築に向けた協議を目的として、平成13年度から毎年、各都市の持ち回りで開催しています。17回目となった平成29年度は、10月23日から27日まで本市において開催しました。会議では、「大気環境中の汚染物質に対する取組みについて」をテーマに、各都市から情報提供と意見交換を行い、交流を深めました。



三都市会議の出席者

(ハルビン市環境保護研修生の受け入れ)

「日本の環境保護部門の業務経験及び環境汚染管理」に関する研修を目的として、平成10年度から隔年で、ハルビン市の環境部門の職員（担当者レベル）を研修生として受け入れています。



研修の様子

(東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (E A N E T))

E A N E Tは、平成13年1月に正式稼動した東アジア地域の13カ国からなる国際的ネットワークであり、酸性雨問題に関する調査・研究や普及活動を行っています。本市に設置された一般財団法人日本環境衛生センター・アジア大気汚染研究センター(旧称：酸性雨研究センター)は、E A N E Tの活動を科学的・技術的な側面から連携しているほか、本市職員の派遣をしています。

(東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップへの参加)

東アジア・オーストラリア地域において、渡り鳥の保全に関わる様々な主体の国際的な連携・協力のための枠組みを提供することにより、鳥類の重要生息地の国際的なネットワークを構築するとともに、その普及啓発及び保全活動を促進することを目的として、平成18年11月に東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップが設立されました。

渡り鳥を保護するためには国境を越えた協力が不可欠であることから、本市も「福島潟」及びラムサール条約湿地「佐潟」を登録地として、パートナーシップに参加しています。

評価指標の達成状況

指標項目	計画策定時点 (平成25年度)	実績 (平成29年度)	目標 (平成34年度)
低炭素社会の創造，循環型社会の創造，生物多様性の保全，快適な生活環境の創造の各施策に掲げる目標を当該施策に掲げる指標とします。			

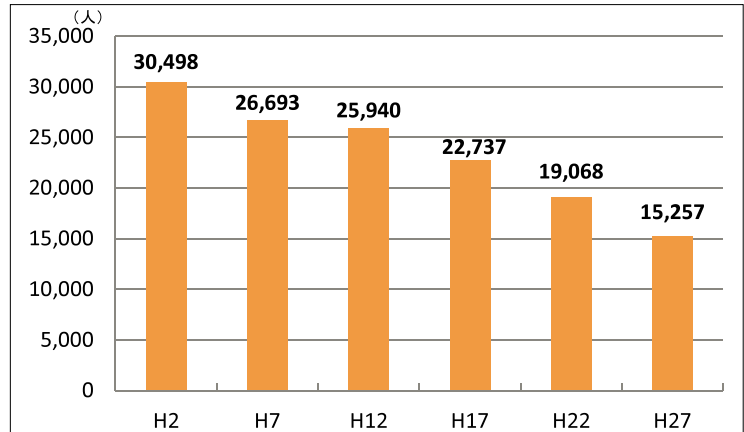
第2章 低炭素社会の創造

現状と課題

<田園風景>

本市は、農地が市域の約48%を占めており、市街地近傍に新潟市の鳥「ハクチョウ」をはじめ多くの渡り鳥が飛来する里潟が存在するなど、都市と自然との調和が保たれた田園型都市です。食、産業、雇用・活動の場、エネルギー、文化・伝統、地域の結束などさまざまな価値の源である田園環境は、市民にとってはもちろん、そこに住む動植物にとっても必要不可欠な環境となっています。

本市は、国内有数の農業生産の実績をもつ一方で、米価が下落傾向にあることや後継者不足などから、就業者数の減少や耕作放棄地の拡大が懸念されており、将来における農地の健全な保全が課題です。また、農地の状態を良好に維持し、食の安心安全を一層高めるため、化学肥料・化学合成農薬をできる限り減らし、田園環境への負荷を低減させていく農業が求められます。



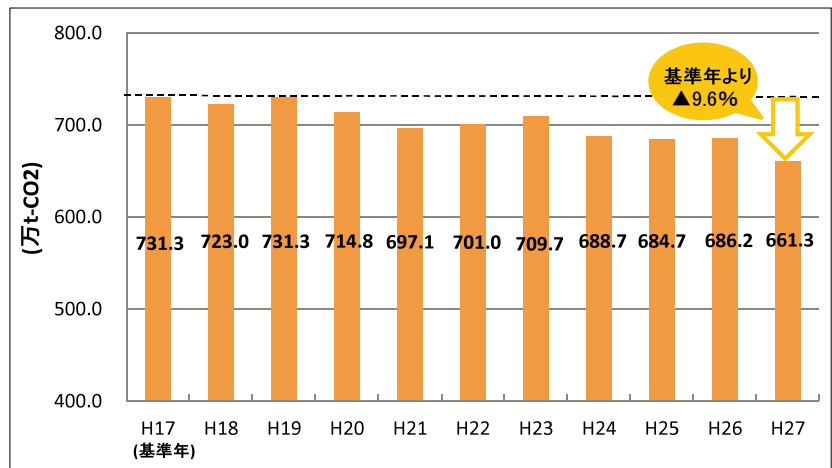
図表2-1 農業就業人口の推移（出展：「農林業センサス」農林水産業）

農作物の供給地と需要地の距離をできるだけ短くして、輸送に際して発生する二酸化炭素の削減を図る必要があります。そのためには、市街地に隣接して広がる田園から出荷される新鮮な農作物を、できる限り近いところで消費できる環境整備や地元産品購入への理解浸透が必要です。

土地利用の約半分を農地が占める本市では、未利用の田園資源（バイオマス）の利用拡大を図っていくことが必要です。また、農業系バイオマス資源の収集や活用には、コスト低減やバイオマスエネルギーの利用拡大につながる仕組みづくりが重要です。

<エネルギー>

東日本大震災を契機に、エネルギーのあり方が国民の中で大きな関心事となり、安全性、資源としての安定性、環境に対する負荷の小ささや、原子力発電への不安から、再生可能エネルギーに大きな期待が集まるようになりました。化石燃料や原子力に依存していた社会から脱却するため、再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備や蓄電池及びガスコージェネレーション等の分散型電源の導入を進めるとともに、これらを活用した建物や街区単位でのエネルギーマネジメントシステムの普及を図ることが必要です。



図表2-2 本市の二酸化炭素排出量の推移

<二酸化炭素排出量>

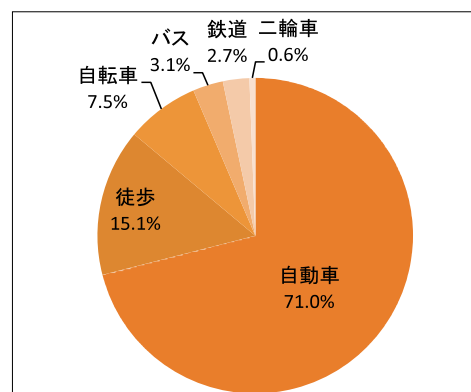
本市では、「新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）～環境モデル都市アクションプラン～」に基づき、二酸化炭素排出量を平成30年度までに平成17年度比で15%削減することを目標としています。平成27年度の二酸化炭素排出量は661万tで、基準年比で9.6%減となり、部門別で見ると、運輸部門の排出量が最も大きく、次いで産業部門、家庭部門、業務部門の順となっています。

図表2-3 本市の部門別二酸化炭素排出量

		H17	H26	H27			
		排出量 (万トﾝ)	排出量 (万トﾝ)	排出量 (万トﾝ)	割合 (%)	増加率 (%)	
						前年度比	※2005年度比
エネルギー 起源	家 庭	142.7	141.0	135.8	20.5	-3.7	-4.9
	業 務	146.6	132.7	127.6	19.3	-3.8	-13.0
	運 輸	227.7	218.9	217.5	32.9	-0.7	-4.5
	産 業	189.0	165.6	162.9	24.6	-1.7	-13.8
非エネルギー 起源	工業プロセス	16.9	16.9	6.2	0.9	-63.5	-63.5
	廃 棄 物	8.5	11.7	11.5	1.7	-1.7	35.5
合 計		731.3	686.8	661.3	100.0	-3.7	-9.6

※四捨五入の関係により合計値が合わない場合があります。

運輸部門の二酸化炭素排出量が多い原因として、自動車による移動に依存していることが挙げられます。人の移動に係る二酸化炭素排出量は、自動車がバスの約3倍、電車の約5倍であることから、過度な自動車利用を見直し公共交通などへ転換することが有効です。また、自動車を利用する場合でも、エコドライブを心がげることや、低燃費車や電気自動車、ハイブリッド車などの低炭素モビリティの普及を推進し、自動車単体の排出量を削減していくことも必要となります。



図表2-4 本市の代表交通手段構成 (H28)

超高齢・少子社会を背景に本市の人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向が続いています。平成27年度の家庭部門の排出量を世帯当たりで見ると、本市は4.1 t-CO₂/世帯で、全国の3.2 t-CO₂/世帯の約1.3倍です。世帯当たり人員は、本市で約2.4人、全国で約2.3人となっています。本市は冬季の寒さが厳しく、さらに1住宅当たりの延床面積が112.6㎡※と全国平均 (94.9㎡※) より高いため、冷暖房に使用するエネルギーが多くなることから、本市の家庭部門の排出量が多い要因の一つと考えられます。

※平成25年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

施策展開

1 田園環境の保全・持続可能な利用

(1) 環境保全型農業と農業の低炭素化の推進

(環境と人にやさしい農業の支援)

良好な農地と生物多様性の保全のため、環境保全型農業や資源循環型農業に資する機械・施設の整備や、5割減化学肥料・化学合成農薬栽培に取り組む農家に対して補助金を交付しています。平成29年度は、113件の農家を支援しました。

また、地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性

保全に効果の高い営農活動に取り組む農家を支援しました。平成29年度は、134件の農家を支援しました。

(農業の低炭素化の推進 (バイオマス資源の循環))

農業で使用される熱源設備等の燃料について、化石燃料からバイオマス燃料への転換を図るため、平成29年度に市内の農業関係者などによるもみ殻活用勉強会を開催しました。

(2) 田園資源の有効活用

(新潟ニューフードバレーの形成)

食産業No. 1都市を目指し、新潟市の持つ圧倒的な農業生産力と都市機能を活かして、農商工連携や6次産業化、食品リサイクルなどを推進し、農業を含めた食産業全体が連携を図りながら共に成長し発展するよう取組みを進めます。平成29年度は、庁内4部1行政委員会において、農商工連携や6次産業化、食品リサイクルの推進など関連33事業を実施しました。

(地産地消の推進)

田園部と都市部が近接する本市の地の利を活かして、地産地消を推進することにより、フードマイレージの低減を図ります。平成29年度は、市内産農産物等を販売し、地産地消に積極的に取り組む小売店や飲食店を地産地消推進の店に認定し、市内産農産物等の普及と消費拡大に努めました。

さらに、地産地消の意識向上を図ることを目的に市民向けのキャンペーンを実施し、地産地消推進の店をめぐって集めたスタンプに応じて市内産食材や食事券を抽選でプレゼントするスタンプラリーには多くの市民の参加がありました。



地産地消PR用のぼり旗

(地元産材の活用促進)

地元産材を活用することで輸送に係るエネルギー消費量を抑制するほか、地元林業を活性化し、温室効果ガス吸収源としての森林整備を促進します。平成29年度は、地元産木材使用を推奨するDVDの貸し出しやホームページでのPRを実施しました。



貸出しDVD

(3) バイオマス資源の持続可能な利用

(農業系バイオマス資源の活用推進)

もみ殻などの農業系バイオマス資源を活用し、化石燃料の代替エネルギーとして利活用することにより、バイオマス資源の地産地消を目指します。平成29年度は、もみ殻をビニールハウス暖房燃料として活用するモニター事業を実施したほか、もみ殻活用先進地の視察を行いました。



もみ殻ボイラー

(耕畜連携による再資源化の推進)

農業現場から発生する家畜排せつ物やもみ殻などを堆肥化し、それらを近隣圃場へ還元するなど、近距離エリア内における資源循環型農業を推進するための「資源循環システム」を南区で実施しました。平成29年度は、堆肥900.32 tを配布し、散布面積は100.8 haに達しました。

(4) 都市と田園の交流促進

(都市型グリーン・ツーリズムの推進)

本市の自然や農業環境、生物多様性の恵みなどを観光資源として活用する農業・農村体験プログラムを企画・実施し、地域の農業や自然と共存する農の営みへの理解を深め、交流人口の拡大を図ります。平成29年度は、各区の特色を活かした栽培体験を通じ地域の農業への理解を深める「週末農業体験教室」を市内2区（秋葉区、西区）で実施したほか、地域の「食」を活用して新たな魅力発掘をする、農業・食体験の受入先づくりを西蒲区で実施しました。



グリーン・ツーリズムの様子

(新潟発わくわく教育ファームの推進)

全国初の公立教育ファームである「アグリパーク」や「いくとぴあ食花」を中心に、学習と農業体験を結びつけた農業体験学習プログラム「アグリ・スタディ・プログラム」により、平成29年度は全ての小学校で農業体験学習を推進しました。



アグリ・スタディ・プログラムを受ける小学生

(5) 市街地をやさしく包み込む田園環境の保全

(田園・里潟・里山などの自然環境の保全)

本市の豊かな自然環境を象徴する「ハクチョウ」をPRしています。ハクチョウは、平成26年に実施した市の鳥総選挙により市の鳥に制定されました。本市では、ハクチョウガイドブックを作成し、特徴や生態について紹介しています。

(田園の防災機能の活用)

田んぼダム整備により、農地ならびに下流市街地の浸水被害を軽減させるため、平成29年に東区石動地区で3.3 haの田んぼダムの整備を実施しました。



ハクチョウガイドブック

(6) コンパクトなまちづくりの推進

(暮らしやすい生活圏の実現)

都市の活力の持続性を高めるため、地区環境保全・再生まちづくり制度に基づく地区計画（秋葉区新津インター西地区）を定めたほか、地域が主体となって移住・定住の取組みを行う移住モデル地区（秋葉区小須戸地区，朝日地区，金津地区）を指定しました。

(7) 緑化の推進

(森林の保全)

海岸保安林の松くい虫対策として、予防面積の拡大や全量駆除に向けた徹底的な防除を行いました。

また、「海の森の集い」を2回開催し、市民ボランティア団体へ消耗品の支給支援を行いました。



ボランティア活動の様子

(身近な緑の確保)

市民と次世代を担う子供たちにやすらぎと潤いを与える公園や緑地の整備を進めます。

主な取組み (平成29年度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規9公園を供用開始 ● 緑化活動405団体に花苗等支給 ● 緑地協定地区に樹木，生垣樹138本を支給 ● 保存樹238本，保存樹林17か所，生垣7か所を指定している
-------------------	--

2 「スマートエネルギーシティ」の構築

(1) 地域特性を活かした再生可能エネルギー・省エネルギーの推進

(再生可能エネルギー発電の推進)

太陽光や風力など再生可能エネルギーによる発電設備の導入を進めます。平成29年度は、総合体育館やコミュニティセンターなど4施設に太陽光発電や蓄電池を整備し、再生可能エネルギーの推進と防災機能の強化を図ったほか、市有地を活用した売電型風力発電の整備に向け、関係者との協議などを行いました。



北地区コミュニティセンターに設置した太陽光発電設備（左）と蓄電池（右）

(コミュニティにおける再生可能エネ・省エネの拡大)

自治会・町内会又はその連合組織が管理する防犯灯へのLED灯導入補助の他、アーケード照明，街路灯照明，街区歩道照明のLED化を進める商店街団体へ支援を行いました。

指 標 項 目	実績（累積） （平成29年度）	目標値 （平成30年度）
LED灯設置数（防犯灯）	64,582灯	62,280灯
LED灯設置数（商店街）	1,936灯	—

(公共施設における再生エネ・省エネの拡大)

停電時の非常用電源として活用するため、防災拠点となる学校等の4施設に、太陽光発電システムと蓄電池を合わせて整備しました。

また、環境負荷の低減、並びに光熱水費等の効果的な削減を図るため、平成28年度より新潟市亀田総合体育館にESCO事業を導入し、民間のノウハウ、資金、経営能力及び技術的能力を活用した省エネルギー改修工事を行いました。

(2) 未利用エネルギーの活用の推進

(廃棄物発電の推進)

廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを余熱利用施設での給湯や冷暖房などに利用したほか、発電を行い、その電力を施設内で使うとともに余剰電力の売却を行いました。平成29年度の売電量は、41,231MW hでした。

(下水熱の利活用と下水汚泥の混合消化推進)

下水道管からの熱回収や下水汚泥の消化ガス発電など、下水道資源の多角的な利用を推進します。平成29年度は、車道融雪の特性を考慮した下水熱利用融雪技術の実証実験のための関係機関協議を行いました。また、下水汚泥消化ガス発電量は38,191MW hでした。



車道融雪設備設置状況

(3) エネルギーマネジメントシステムの推進

(エネルギー需要抑制・シフトの推進)

エネルギーの需要抑制(省エネ)及びピークシフトを効果的に進めるためには、電力使用量を客観的に把握する必要があることから、デマンド監視装置などエネルギー使用量監視装置を活用したエネルギーの「見える化」を推進します。平成29年度は、公共施設3か所にデマンド監視装置の導入を行い、導入済の合計25施設について契約電力の低減に効果がありました。

(地域エネルギーマネジメントシステムの推進)

西野中野山土地区画整理事業施行地区内の一般住宅へ、土地区画整理組合(組合解散後は西野中野山まちづくり株式会社)がHEMSを提供したほか、住宅や事業所への太陽光パネルの設置促進、住宅へのエネファームの設置促進を行いました。平成29年度に新規で省エネ設備を導入したのは、一般住宅8件でした。

(ガスコージェネレーションの推進)

総合的なエネルギー効率が高く、分散型電源であるガスコージェネレーションの導入を推進します。本市では、平成28年度までに2施設導入しています。平成19年度に新潟市民病院、平成28年度に新潟市亀田総合体育館で供用を開始しました。

(4) バイオマス利活用の推進（バイオマス産業都市）

（植物系バイオマス利活用の推進）

植物系バイオマス資源を利用し、「チップ」、「ペレット」などの燃料を製造し、化石燃料の代替エネルギーとして利活用すること等により、バイオマス資源の地産地消を目指します。

（廃食用油の利活用の推進）

家庭や学校給食から排出される廃食用油を回収してBDF（バイオディーゼル燃料）を製造し、公用車や公共施設の温水ボイラーで利用したほか、BDF化していない部分については、民間に売却し、飼料等の原料として活用しました。平成29年度は、家庭から39,000L、学校から48,000L回収し、36,000LのBDFを公用車・公共施設で利用しました。

（下水汚泥と未利用バイオマス混合消化）

中部下水処理場で、汚泥処理の過程で発生するメタンガスによる発電を行うとともに、公園や堤防より発生する刈草を受け入れて下水道汚泥と混合消化することにより、メタンガスの発生量を増加させ、発電量の増加を図ります。平成29年6月に、下水汚泥と刈草の混合消化を開始しました。

(5) ヒートアイランド対策

（都市緑化の推進）

都市における限られた空間を緑で覆う、屋上・壁面緑化を推進します。平成29年度は、市役所本庁舎に緑のカーテンを設置しました。



本庁舎のグリーンカーテン

3 低炭素型交通への転換

(1) 公共交通網の再構築

（生活交通の確保維持・強化）

各地域において、日常生活の足を確保し、地域内の移動を便利にするため、区バスの運行、地域住民が主体となって運営する住民バスへの運行経費補助、路線バスへの補助金交付を継続しました。

（都心アクセスの強化）

各地域と都心部（都心及び都心周辺部）とを結ぶアクセスの強化を図るため、各地域から都心部方向へ向かう既存のバス路線については、待合空間を整備し、鉄道については、巻駅においてパークアンドライドの社会実験を実施しました。

(都心部での移動円滑化)

都心部での移動円滑化を図るため、BRTの運行、新潟駅から新潟空港までの間における空港リムジンバスの運行、高齢者おでかけ促進事業「シニア半わり」を継続しました。



連節バス「ツインくる」

(2) モビリティの低炭素シフト

(低燃費車や次世代自動車の普及拡大)

平成29年度は、新潟市あんしん未来資金による融資により、中小事業者の電気自動車購入を1件、ハイブリッド自動車購入を17件支援しました。そのほか、各区役所等に整備した電気自動車の充電設備を維持管理し、電気自動車の電欠回避を目的とした電源供給を行いました。

(エコモビリティライフの推進)

公共交通の利用、徒歩・自転車での移動、エコドライブの実施などの環境に優しい移動を推奨するエコモビ推進運動を平成28年度から実施しています。平成29年度は、市内事業者等55団体、市民2,061人がこの運動に参加し、2,544tの二酸化炭素排出量削減に繋がりました。また、優秀な取組みを行った3事業者を表彰しました。



優秀賞を受賞された株式会社旭カーボン様 (右)

優秀賞	● 旭カーボン株式会社
優良賞	● 一般財団法人新潟県環境分析センター ● 新潟大学

※敬称略

(3) グリーン物流の推進

(モーダルシフトの推進)

鉄道、トラック、船舶、航空輸送の最適な組み合わせにより、輸送の効率化と環境負荷の少ない輸送の両立を図ります。平成29年度は、港湾管理者である新潟県と協力しながら荷主企業等へのポートセールス、各種セミナー開催を通じて、新潟港の利便をPRし、輸出貨物の新潟港への利用転換を促進しました。

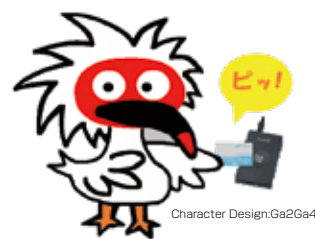
4 低炭素型ライフスタイルへの転換

(1) 低炭素社会への人づくり

(低炭素型ライフスタイルへの誘導)

環境保全や健康増進に資する市のイベントや講座に参加した方などにポイントを発行する「にいがた未来ポイント」制度を継続実施したほか、3か月分のエネルギー使用量の報告などで景品が当たる抽選に応募できる「省エネキャンペーン」を実施するなど、環境行動の促進策を展開しました。平成29年度のキャンペーン応募人数は、1,130人でした。

また、窓辺に植物を生育し、夏場の日差しを遮ることで冷房に係るエネルギーを削減するグリーンカーテンの取組みを普及するため、市内幼稚園、保育園合わせて41園にグリーンカーテン栽培に係る資材を支援するとともに、市民向けにグリーンカーテン育て方講座を開催しました。(講座参加人数123人)



にいがた未来ポイントをためる
新潟市地球温暖化防止キャラクター
「とめきくん」

(環境に配慮した事業活動の推進)

事業活動の実施にあたり、環境行動の実践を促進しています。中小企業に対して、環境省版のEMSであるエコアクション21の取得を助成・支援し、環境配慮行動を効率的に実行する事業所の拡大を図りました。

(2) 廃棄物の削減と資源循環型社会の構築

本施策は、「第3章 循環型社会の創造」において定める施策を推進することにより、実現を図りました(16ページから22ページ参照)

(3) 健幸都市づくり(スマートウエルネスシティ)の推進

(健幸になれるまちづくりの推進)

市民が日常生活において積極的に外に出かけ、活動量を増やすことができるまちづくりを推進するため、シンポジウムやウォーキングイベントなどを実施しています。平成29年度は地域や団体における、主体的な健康づくり活動を支援する「地域版にいがた未来ポイント」を創設し、特に優れた活動を「健康寿命延伸アワード」として表彰しました。

また、健康づくり活動のきっかけを作り、継続を支援するために「健幸マイレージ」(応募総数36,663通)や「にいがた未来ポイント」(参加者9,953人)を実施しました。



健康寿命延伸アワード受賞団体

(地域(各区)で展開するSWC(スマートウエルネスシティ))

地域において、健康運動教室・ウォーキングイベントの開催やウォーキングマップの作成など区役所や自治会、市民団体等と連携した健康づくりを推進します。平成29年度は、各区のウォークラリーを計8回実施したほか、まちあるきの企画やウォーキング教室等を実施しました。

(自転車利用環境の整備)

歩行者の安全確保、自転車の交通事故の削減、環境にやさしく健康にも良い自転車利用の促進を図るため、「新潟市自転車利用環境計画」に基づき、自転車利用環境の整備を推進します。平成29年度は、整備により自転車走行空間整備延長約64km、自転車の駐輪場収容台数(古町・万代地区)2,497台になりました。

(4) 市の率先行動

(地球温暖化対策実行計画)

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画を策定し、大規模な事業所の1つとして、市役所の事務・事業の実施に伴う環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

「新潟市地球温暖化対策実行計画(第4期 市役所率先実行版)」に基づき、温室効果ガスの排出量を平成30年度までに平成24年度比で5%削減することを目標として「省エネルギーの推進」や「紙資源利用の最小化と紙依存体制の改善」など7つの分野に分けて取組みを推進しています。平成29年度は基準年に比べて2.1万t、11.7%の削減となりました。

(グリーン購入の推進)

「新潟市グリーン調達推進方針」に基づき、商品やサービスを購入する際に価格や品質だけでなく、必要性や環境のことも考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する、グリーン購入を実践しています。平成29年度は、調達実績のあった38品目のうち、14品目で目標を達成しました。

評価指標の達成状況

指標項目	計画策定時点 (平成25年度)	実績 (平成29年度)	目標 (平成30年度)
市域の温室効果ガス排出量	710万t-CO ₂ ※ ₁	661万t-CO ₂ ※ ₂	624万t-CO ₂
もみ殻などのバイオマスエネルギーの活用	—	モニター事業で活用	活用の実現
太陽光発電システム導入量(10kW未満)	18,000kW	30,265kW	36,000kW
自動車利用の削減	—	2.6%増加	2.5%削減※ ₃
1世帯あたりの電気使用量(年間)	3,612kWh	—	3,160kWh

※₁ 基準年度である平成17年度の排出係数を使用し、当該項目のみ平成23年度の排出量を記載
また、排出量算定方法の見直しを実施したため、計画策定時の数値と異なっている。

※₂ 基準年度である平成17年度の排出係数を使用し、当該項目のみ平成27年度の排出量を記載

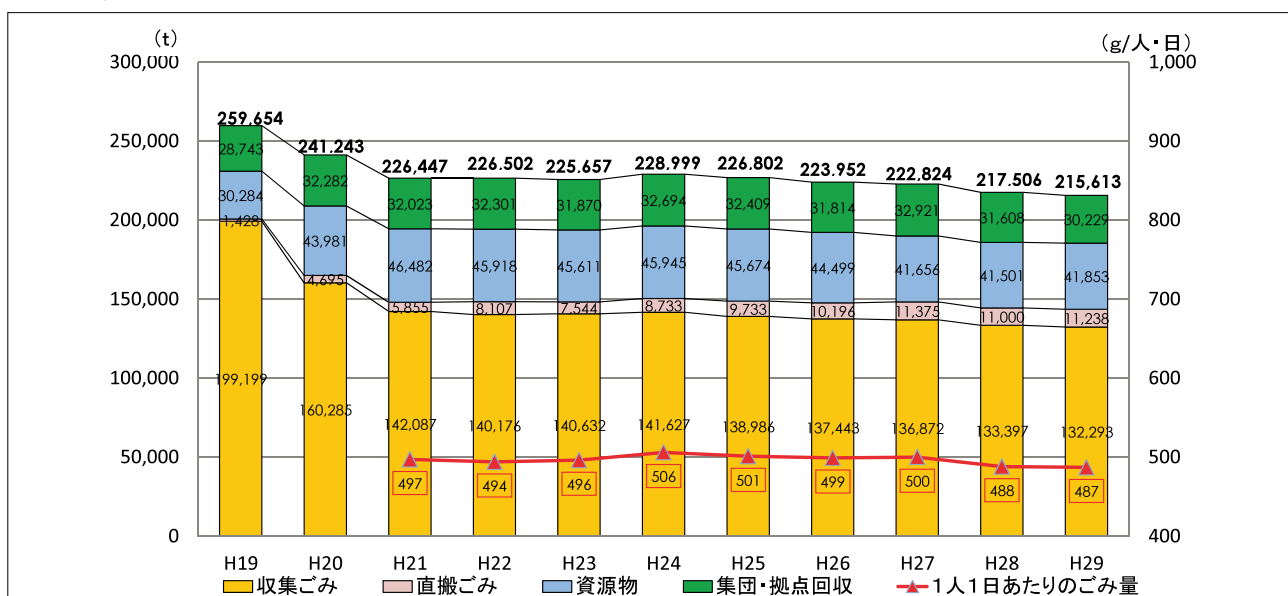
※₃ 1日あたりの自動車総トリップ数の平成23年からの削減率

第3章 循環型社会の創造

現状と課題

<家庭系ごみ>

家庭系ごみの総排出量は、平成20年6月からの新ごみ減量制度の実施に伴い大幅な減量と資源化が達成され、平成29年度実績では、215,613 tとなっています。また、資源物等を除く収集ごみ量（燃やすごみ、普通ごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）については、新ごみ減量制度の導入により、平成19年度と比較して、約30%の削減となり、有料化以前のごみ量に戻ることもなく安定して推移しています。



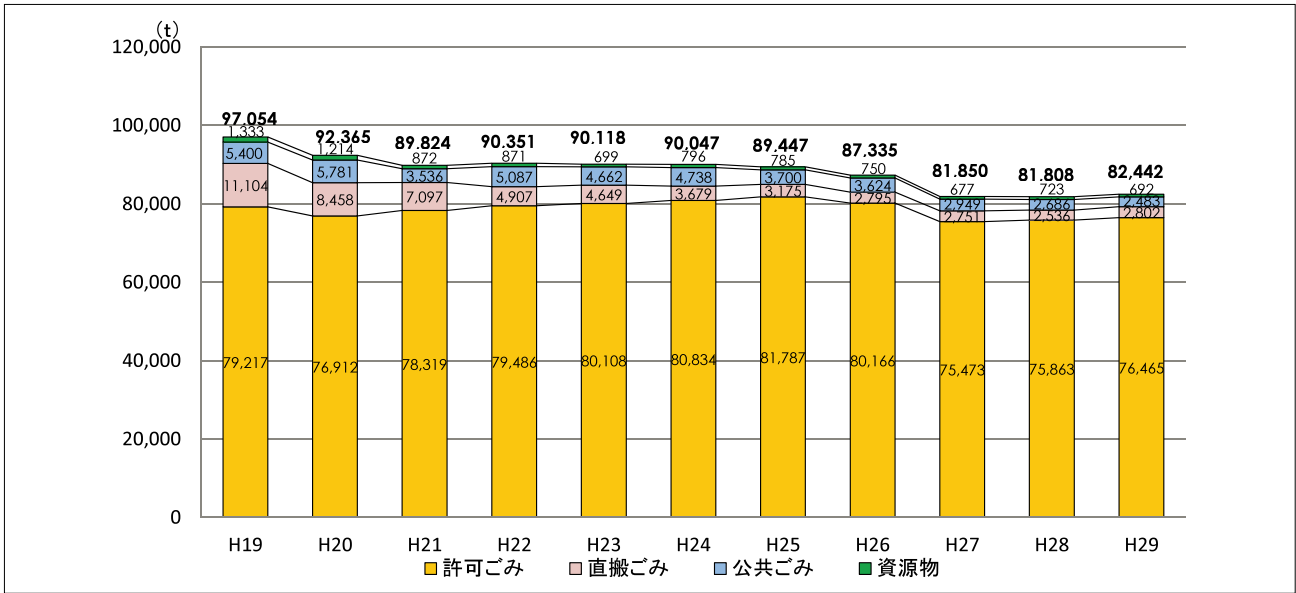
図表3-1 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系燃やすごみの組成は、生ごみが39.6%、紙類が30.6%と、これらで全体の70.2%を占めています。3割を占める紙類では「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑がみ」、「紙パック」など、リサイクル可能なものが半分を占めています。また、プラマーク容器包装の混入も1割程度みられます。このことから、家庭系ごみにおける課題として、生ごみの減量・資源化、燃やすごみに含まれるリサイクル可能な古紙類やプラマーク容器包装の資源化への誘導、これらを推進するために市民・事業者・市の緊密な連携が必要です。

<事業系ごみ>

本市の事業系ごみの排出量は、平成17年10月から新潟広域においてリサイクル可能な古紙類の搬入規制を実施したことにより減少傾向に転じました。平成20年6月からは事業系ごみの処理手数料の全市統一や、市による事業系ごみ収集の廃止などの施策を実施したことにより減少し、平成29年度実績では82,442 tとなっています。

事業系可燃ごみの組成は、家庭系ごみと同様に、生ごみが30.7%、紙類が34.2%と、これらで全体の64.9%を占めています。34.2%を占める紙類のうち、「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑がみ」、「紙パック」、「OA用紙」など、再生が可能なものが16.6%混入しています。そのため、事業系ごみにおいては、再生可能な古紙類を含む資源物や産業廃棄物の混入を防止するために分別の徹底、事業系廃棄物処理ガイドライン及び事業系資源物の搬入規制についての周知活動の強化などが必要です。



図表3-2 事業系ごみ排出量の推移

施策展開

1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

(1) 制度の周知と分別の徹底

(情報提供の充実)

情報紙をはじめ、市報やホームページを活用し、ごみの減量・リサイクルの推進に関する情報を積極的に提供したほか、ごみ分別アプリの公開やごみ減量検定の実施など、市民が関心を持てるような工夫を行いました。平成29年度末までの累計アプリダウンロード数は、26,126件でした。

また、環境フェアをはじめとしたイベント時には、ごみの分別方法やリサイクルなどについて楽しみながら学べるブース「ナジラテ屋」を出展し、幅広い世代に向けて情報発信を行いました。



サイチヨのごみ分別アプリ

(高齢者、単身世帯、転入者などへの対応)

現在のごみ分別制度が高齢者、単身世帯、転入者などにとって分かりにくいといった意見があるため、「燃やすごみ」「プラマーク容器包装」「雑がみ」の分別方法を記載したシール付の分別パンフレットを配布したほか、転入者に新潟市のごみの分別をすぐに実践してもらうために、お試し袋を配布しました。

※お試し袋の配布制度は平成29年12月末で終了しました。



ごみ分別シール



ごみの正しい出し方パンフレット

(ごみ分別制度の全市統一)

平成30年4月から巻広域地区の分別方法も10種13分別に統一されました。

(2) 意識啓発・環境教育の推進

(幅広い年齢層への環境教育の充実)

3R意識の啓発には幅広い年齢層に対する環境学習の機会を提供することが必要であることから、教育機関における環境教育の充実や自治会・町内会における勉強会等に対する支援を実施しました。平成29年度は、小学生向けに社会科副読本「ごみってなあに？」の作成・配布、出前講座の実施、清掃ポスターコンクールを実施したほか、清掃施設でリサイクル品の無償提供などを行いました。

指標項目	実績(平成29年度)
小学4年生向け副読本「ごみってなあに？」作成・配布	7,125部
小学4年生向け出前講座「ごみ収集車体験」実施	50校 約2,984人
清掃ポスターコンクール開催	6校 作品401点
廃棄物処理施設の見学	一般・団体 計22,250人

(地域における意識啓発・環境教育活動の推進)

地域の祭りや行事における環境関連の意識啓発や、地域が主体となる環境活動を積極的に支援し、地域独自の取組みがより頻繁に行われるよう働きかけました。平成29年度は、地域のイベントなどでリユース食器普及事業の活用を周知し、また、ごみ処理手数料を財源とする市民還元事業として、地域課題の解決、地域コミュニティ活動の活性化を図る活動等に対する補助金の交付などを行いました。

(3) 3R・生ごみ減量の推進

(マイバッグ運動などリデュースの推進)

3Rのうちもっとも優先順位が高いリデュースの浸透を図るため、繰り返し使えるマイボトルの普及を通して、市民・事業者双方のごみ減量意識を高めることを目的とした「マイボトルキャンペーン」を実施し、マイボトルに飲料を提供する店舗や、マイボトル本体を販売する店舗をマップ化して掲載した「マイボトルライフガイド」を配布し、平成29年度は1,083人の参加がありました。



マイボトルライフガイド

(古布・古着などのリユースの推進)

古布・古着の拠点回収の利用率を向上させるため、各区に1か所、拠点回収場所を設置しています。平成29年度は167tの古布・古着を回収しました。

(使用済小型家電等の新たなリサイクルの推進)

「燃やさないごみ」として捨てられていた使用済小型家電を拠点回収し、「燃やさないごみ」の減量と金属資源等の国内循環を推進しています。平成29年度は、約14tを回収しました。



使用済小型家電回収ボックス

(集団資源回収や拠点回収におけるリサイクルの推進)

市民団体におけるごみの減量・再資源化を推進するため、古紙、古繊維を回収する集団資源回収活動に対する奨励金の交付、登録団体への回収用具の貸付け及び譲与、集団資源回収に用いる資源物保管用倉庫の購入などに対する補助を実施しています。平成29年度末の登録数は1,850団体、回収量は28,300tでした。

(生ごみ減量・リサイクルの推進)

生ごみの水切りや地域における生ごみ堆肥化活動など市民と一体となって取り組みました。家庭から出る「燃やすごみ」の約4割を占める生ごみの減量と地域での資源循環を推進するため、生ごみ処理機を設置し堆肥化を行う生ごみ堆肥化事業を市内3か所で継続実施しました。また、平成29年度は、生ごみ水切り講座、生ごみ堆肥化講座、野菜まるごとクッキング講座を合計6回実施したほか、乾燥生ごみの拠点回収(回収量3,328kg)、生ごみ処理機の購入費補助(補助数146件)、段ボールコンポストの販売(販売数599個)などを通じて、家庭での生ごみの減量及び資源化を推進しました。

(4) 市民・事業者・市の協働した体制づくり

(クリーンにいがた推進員制度の充実)

地域における3R、適正な分別排出、環境美化の促進及び普及啓発を図るリーダーとしての役割を担うクリーンにいがた推進員を育成するため、研修会、施設見学会をはじめとした知識の普及啓発を行いました。平成29年度の登録数は、5,803人(1,800自治会)でした。

(ごみ出し支援事業の推進)

高齢者や障がいがある方などのごみ出しが困難な世帯に対して、有償ボランティア等によるごみ出し支援を行う団体に対し支援金を交付しています。平成29年度末の登録数は195団体でした。

2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

(1) 制度の周知徹底

(制度のより分かりやすい周知方法の検討・排出事業者訪問指導の強化)

平成27年度に本格実施された「事業系廃棄物処理ガイドライン」を活用して、事業系ごみの排出抑制と資源化を推進しました。また、事業系廃棄物処理ガイドラインに基づき、市の処理施設に搬入される事業系一般廃棄物の展開検査を強化し、主に古紙類と廃プラスチック類等の産業廃棄物を検査したほか、事業用大規模建築物等への訪問指導を実施(70事業所)しました。

(2) 排出事業者のごみ減量への動機付け

(優良事業者を評価する環境の整備)

排出事業者のごみ減量への動機づけを行うため、ごみの減量・3Rに積極的に取り組む事業者を認定する「新潟市3R優良事業者認定制度」を導入し、平成29年度は新たに4事業所を認定するとともに、認定事業者の取組みについて市発行の情報紙や市ホームページ等で周知を行いました。



3R雄郎事業者認定制度ロゴ

(上：トップカンパニー、下：パートナーカンパニー)

(3) 分別及び資源化の促進に向けた誘導

(古紙搬入規制の徹底)

排出事業者への古紙搬入規制の周知を徹底し、市の処理施設での展開検査を実施しています。平成29年度は、新田清掃センター、亀田清掃センターで展開検査を80回実施し、可燃ごみに含まれる古紙類等及び不燃ごみに含まれる産廃混入等についてのチェックを行いました。

(びん・缶の搬入規制)

市の処理施設での展開検査を実施し、びん・缶の混入状態を確認し、事業者に対し分別の徹底を図りました。平成29年度は、新田清掃センター破砕施設にて展開検査を実施し、不燃ごみに含まれるびん・缶及び産廃混入等についてのチェックを行いました。

(食品リサイクルシステムの構築)

学校給食センターから排出される給食残さ(調理残さ及び食べ残し)を収集し、飼料原料として活用したほか、市の処理施設や民間施設で堆肥化を行いました。平成29年度は、472tの給食残さを資源化しました。

(4) 産業廃棄物の混入防止

(産業廃棄物の搬入規制の強化)

市の処理施設での展開検査を実施し、廃プラスチック類等の産業廃棄物の搬入規制を行っています。

3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

(1) ごみ集積場における違反ごみ対策

(ごみ集積場の設置に対する補助や看板の設置等による支援)

ごみ集積場の設置及び修繕の経費、看板の設置に要する経費に対し、対象経費の4分の3以内の額(1集積場あたり上限15万円)を補助しました。平成29年度の申請件数は595件でした。

また、ごみ集積場曜日看板及び違反ごみ排出禁止看板を作成し、各区役所、希望する自治会・町内会等に配布しました。

(自治会・町内会、不動産業者、大学・専門学校と連携した啓発活動の強化)

進学等のため1人暮らしを始める学生のごみ出しマナーを向上させるため、各大学等の新入生向けのオリエンテーションで、学生向けごみ出しガイドをもとに市のごみ分別制度について説明しました。平成29年度は、説明会を27回実施しました。

(2) ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り

(巡視パトロールによるごみの持ち去り行為の防止)

市民の分別意識の減退を防ぐとともに、安心・安全なごみ出しができる環境を確保するため、ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為禁止に係る周知を図り、取締りを強化します。平成29年度は、持ち去り防止巡視パトロールを行い、市民に話かけるなどして持ち去り行為やごみに対する問題等についての情報収集を行いました。

(3) 地域と連携した美化活動・ぼい捨て等防止活動の推進

(ぼい捨て等行為への地域と連携した指導・啓発強化)

「新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、吸い殻、空き缶等のぼい捨て等美観を害する行為及び路上喫煙により他人の身体を害する行為を、市、市民、事業者の協働により防止します。平成29年度は、2人1班体制で路上喫煙制限地区を中心に巡視（過料件数59件）を行ったほか、駅前防犯パトロール時に、市民と共に周知・啓発活動を行いました。また、路上喫煙の状況把握のための定点調査やぼい捨てごみ量の調査を行いました。

(地域一斉清掃やボランティア清掃の定期的な実施及び市民参加の促進)

市民活動により街の美化を促進するため、清掃活動で使用する軍手、ごみ袋、貸出用トンガ等を各区地域一斉清掃や海岸一斉清掃などで配布しました。また、地域の環境美化運動を積極的にを行い、きれいなまちづくりの促進に努めている個人・団体に感謝状を贈呈しました。

(自治会等による自主的な美化活動の促進)

新潟市の地域環境保全・環境美化の推進を図ることを目的に、自治会とコミュニティ協議会などの地域団体が行う清掃活動に係る経費の一部（又は全部）を補助しました。平成29年度の補助件数は、687件でした。

(不法投棄多発地域への重点的なパトロールや監視の強化)

不法投棄の多発地点又はその恐れのある地点について、夜間早朝に監視パトロールを行いました。（年間20日）

4 収集・処理体制の整備

(1) 安定的かつ効率的な収集運搬体制の整備

(処理施設の集約化)

新ごみ減量制度の開始に伴い焼却ごみが減少していることから、現在の収集運搬体制を安定的に維持しつつ、施設の効率的な運営を図るため、発電設備を有する施設への集約化を進めています。

(2) 効率的な適正処理・処分の実施

(資源化の推進)

ごみ集積場に排出されたペットボトル、プラマーク容器包装、飲食用・化粧品びんや公共施設等の拠点回収に排出されたペットボトル等を中間処理施設で手選別し、再商品化業者へ引き渡すことにより、ごみの減量と最終処分場の延命化を図りました。また、より付加価値の高い資源化を推進するため、巻広域地区の粗大ごみ及び分別モデル収集地区の燃やさないごみの処理を鎧塚クリーンセンターから新田清掃センターに変更したほか、コミュニティ協議会単位の古紙集団資源回収を南区でモデル的に実施するなど、コミュニティ協議会が行う地域活動に対する支援を行いました。

(水銀・鉛含有ごみ混入防止)

平成24年度に、焼却灰中から埋め立て基準値を超える水銀・鉛が検出されたことから、含有が考えられる家電製品を除去し、破碎残さとして焼却施設での混焼を防止しています。

(溶融スラグの有効利用)

溶融スラグは、埋め戻し材又は路床材に利用することが可能であるため、溶融スラグの全量有効利用を行いました。

(3) 廃棄物処理施設のあり方の検討

(施設の統廃合)

新ごみ減量制度及び人口減少に伴いごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築するため、今後のごみ量の推移をみながら施設の稼働率や老朽化、地域住民への影響等を勘案し、施設の統廃合も含め廃棄物処理施設のあり方を検討していきます。

(4) 大規模災害に備えた事前の体制整備

(災害発生時における体制の整備)

国の「災害廃棄物対策指針」(H26.3)を受けて、今後予想される大規模災害に備え、本市において発生が見込まれる膨大な災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することを目的に、災害廃棄物等処理の基本方針や廃棄物の発生量の推計、処理フローなど整理した「新潟市災害廃棄物処理計画」を平成28年3月に策定しました。平成29年度は、協定に基づき収集事業者との訓練を実施しました。

評価指標の達成状況

【施策の数値目標】

指標項目	計画策定時点 (平成25年度)	実績 (平成29年度)	目標 (平成31年度) ※ ₁
家庭系ごみ量※ ₂ (1人1日あたり)	501 g	487 g	474 g
事業系ごみ排出量	84,962 t	79,267 t	74,500 t
リサイクル率※ ₃	27.2%	26.7%	30.9%
最終処分量※ ₄	29,213 t	22,319 t	21,800 t

※₁ 平成32年度に当該項目における評価を実施し、目標を再設定

※₂ 家庭系ごみ量：「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「家庭系直接搬入量(有料分)」の合計

※₃ リサイクル率＝資源化量／総排出量(環境省一般廃棄物処理事業実態調査より)

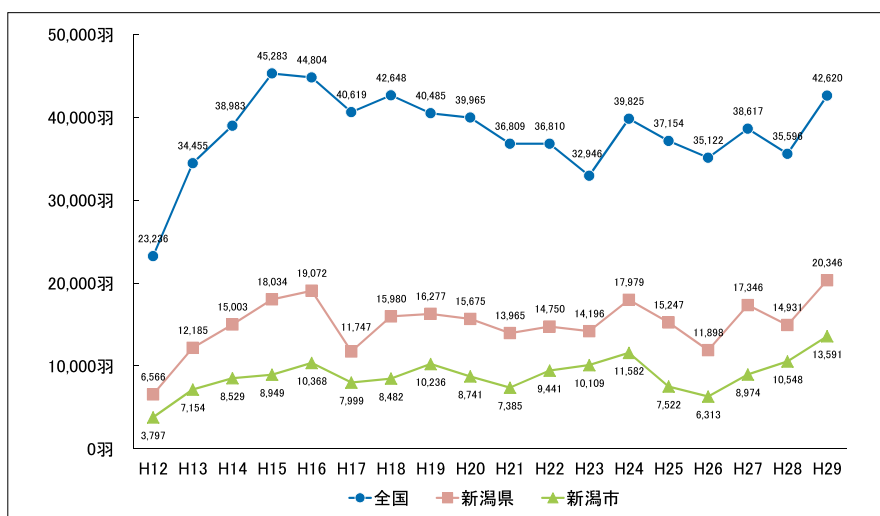
※₄ 資源化又は再利用されるものを除き、最終的に埋め立て処分される廃棄物の量

第4章 生物多様性の保全

現状と課題

<新潟市の自然環境>

本市は、信濃川、阿賀野川の2つの大河をはじめ、福島潟や鳥屋野潟、佐潟、上堰潟などの里潟を有し、水辺環境に恵まれた都市です。その水辺環境の広がる越後平野に飛来するコハクチョウや天然記念物のオオヒシクイの越冬数は日本一であり、晩秋から冬季にかけて見られるコハクチョウやオオヒシクイのいる水辺や水田の様子は、本市を代表する景観のひとつとなっています。また、里潟で見られるオニバスは、本市が国内の自生の北限となっています。福島潟では、地域住民をはじめ様々な主体が参加して、オニバスが生育できる水辺環境の保全活動が進められています。



図表4-1 県内におけるコハクチョウの飛来数の経年変化



飛び立つコハクチョウ



オニバス

本市の水田面積は約28,400 ha（平成29年4月時点）で市域の約4割を占め、市町村別では日本一となっています。田園環境は、食糧生産や良好な景観の形成といった役割を担うとともに、稲刈り後は落穂や二番穂を餌とするコハクチョウやオオヒシクイの餌場となるなど、生命をつなぐ大切な役割も担っています。

オオタカやギフチョウなどの希少種をはじめ、多様な動植物が生息・生育するにいつ丘陵や角田山、多宝山などの里山が都市部に隣接しており、市民が自然とふれあう機会や、保全活動などに参加する機会が身近にあります。

飛砂・高潮や強風からの被害を防ぐために植林されたマツ林は、本市の農地や住環境を守る役割があり、また、海岸部の砂浜を中心とした砂丘地には、希少な海浜植物が生息するなど多様な自然環境が形成されています。

このように、本市には様々な自然環境が形成されており、今後も、これらの豊かな自然環境を守るため、市民や様々な主体と連携・協働しながら保全活動を進めていくことが必要です。

<新潟市における生物多様性の危機>

里山の雪割草や砂丘地の貴重な植物の盗掘による希少種の減少・消失のほか、農業用水路（用水路、排水路）や河川の整備、道路整備によるコンクリート化、市街化区域の拡大を要因とした動植物の生息・生育環境や移動経路の消失に伴う種及び個体数の減少などが確認されています。

また、海岸保安林のマツノサイセンチュウによるマツ枯れ被害の拡大や荒廃化、里山の利用減少による荒廃が課題としてあげられ、正確な現状調査と関係機関と連携した対策が必要です。

人の活動により持ち込まれた外来生物や化学物質などによる危機としては、路傍や河川敷でのオオキンケイギクやアレチウリなどの生育拡大による在来種の生育域の減少や、飼いきれなくなったペットの野外への遺棄による在来種の生息環境への影響のほか、農薬や化学肥料を原因とした動植物の個体数の減少や種の消失などがあげられます。



オオキンケイギク

地球温暖化による危機としては、昭和53年以降、市内のコムクドリ
の産卵時期が早まっていることが明らかとなっており、今後、鳥の繁殖時期と餌となる昆虫の発生時期が大ききずれると、ヒナが十分なエサをとることができなくなるなど、生態系のバランスがくずれてしまうおそれがあります。

施策展開

1 在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生

(1) 在来の動植物の保護

(絶滅のおそれのある動植物の保全)

里潟や里山では、地域住民を中心として、環境分野の市民団体やNPO、企業などさまざまな主体が関わり、自然環境と人との共存を図る地域づくりをおこなっています。また、「新潟市レッドデータブック」に掲載されている種の保護を図るため、希少な動植物の生息・生育状況に関する情報の共有化を図り、市民や事業者などへ希少種への配慮事項を説明しました。



新潟市レッドデータブック

(在来の動植物の保全)

市民が本市の自然環境を財産として認識できるよう、自然観察会や市民探鳥会など自然に触れるイベントを定期的で開催し、平成29年度は426人の参加がありました。そのほか、福島潟や佐潟水鳥・湿地センターでは、レンジャーや解説員による自然環境・生きものに関する解説を通して、啓発活動を行っています。



鳥屋野潟市民探鳥会

怪我や病気の野生鳥獣に関しては、動物病院に搬送するなど救護を行いました。また、巣から落ちた鳥のひなをはじめとした野生鳥獣との関わり方などを市民へ啓発しました。

(外来生物の対策)

在来種の生息・生育の阻害となる外来種については、分布状況などの情報を共有するとともに、必要に応じて各主体とも連携しながら駆除作業に取り組みました。また、鳥屋野潟や佐潟では、在来動植物への被害状況の把握や防除のための基礎資料を得るために、外来生物の分布状況の把握を行いました。平成29年度までに本市で確認された特定外来生物の種類は、11種となっています。

(2) 動植物の生息・生育環境の保全・再生

(里潟での取組み)

里潟の周辺では粗大ごみや農業用廃プラスチックなどの投棄が見られます。福島潟、鳥屋野潟、佐潟等では、それぞれ地域住民をはじめとした市民、環境分野の市民団体、事業者、行政が一体となって、地域清掃やクリーン作戦を行い、自然環境の保全に努めました。平成29年度の福島潟クリーン作戦では、約700人に参加いただき、里潟の清掃を行いました。

佐潟においては、佐潟の自然環境保全を検討するために平成18年に設置した「佐潟周辺自然環境保全連絡協議会」を平成29年8月と平成30年3月に2回開催し、保全策や佐潟周辺自然環境保全計画の進行管理などの協議を行いました。主要な里潟においては、定期的に水質調査を行い、水質の常時監視を実施しました。



福島潟クリーン作戦

(田園での取組み)

本市では、化学肥料や農薬など化学的に合成された資材の使用量を低減する「環境保全型農業」を推進し取り組んでいます。平成29年度の環境保全型農業を実施する農地の割合は、35.44%となりました。

本市の水田は、人への恵みをもたらすだけでなく、さまざまな動植物の生息・生育場所としても重要です。例えば、潟などの水辺をねぐらとするコハクチョウやオオビシクイなどの水鳥にとって、周辺の水田は大切な餌場となっています。このような様々な生きものが生活する場所として市民が農業や生物多様性の大切さを認識してもらえるよう、市の鳥「ハクチョウ」をシンボルとして、啓発活動に取り組みました。

(里山での取組み)

にいつ丘陵や角田山、多宝山では、環境分野の市民団体やボランティア、地域住民などによって間伐や枝打ち、下草刈りのほか散策道の点検・整備などが行われました。



朝日の森里山整備(秋葉区)

(保安林での取組み)

保安林の維持・再生に関しては、必要に応じて除伐、間伐や枝打ち等の維持管理を行ってきました。また地域住民や環境分野の市民団体などの各種団体、新潟大学などと連携し、協働による除伐や枝打ち、下草刈りなど生物多様性に配慮した維持管理を支援するとともに、マツ枯れの予防に関しては、マツクイムシ防除薬剤の地上散布を計画的に実施しました。

(3) 動植物の生息・生育情報の収集・蓄積

(動植物の生息・生育状況の実態把握)

多くの動植物が生息・生育する里潟や里山などを対象に、動植物の生息・生育状況のモニタリング調査を継続して実施し、情報の収集・蓄積を図っています。鳥屋野潟では、平成22年度から行っている鳥屋野潟指標生物生育状況調査を平成29年度も継続して実施しました。

(自然環境情報の蓄積・利用)

多様な主体によって得られた調査結果やモニタリング結果については、適切に管理し、情報を蓄積しています。また、情報の共有化など利活用について、引き続き検討を行いました。

福島潟や鳥屋野潟、佐潟など本市の里潟に関する学術的調査及び研究を、公募により専門知識を有する研究者や環境団体等に委託する里潟学術研究事業を実施し、基礎的学術資料の蓄積を図りました。平成29年度は3件の調査・研究を委託しました。

2 自然環境の持続可能な利用

(1) 生物多様性の保全に配慮した暮らしづくり

(市民が潤いと安らぎを得られる機会の創出)

福島潟や鳥屋野潟、佐潟をはじめ、西海岸公園や青山海岸保安林での市民探鳥会や市民団体と連携した生きもの観察会の開催、家庭で植物に親しむための園芸相談などを実施し、自然環境に関する知識を深め、自然を尊び・親しむ気運を醸成しました。平成29年度は、園芸相談が6,422件ありました。

また、平成29年度は、福島潟自然文化祭、とやの物語2017、大学生との協働による上堰潟わらアートまつり、里潟を巡るスタンプラリーやエコツアーなど、自然環境の賢明な利用を啓発するイベントなどを行いました。



動く市政教室(佐潟砂丘歩き)

(2) 事業者などへの自然環境の保全に配慮した事業活動の推進

(生物多様性の保全に配慮した事業活動の推進)

大気・水・音・地盤環境を良好に保ち、公害を未然に防止して生物多様性を保全するため、環境監視や調査、発生源対策などを実施しました。

また、酸性雨のモニタリング調査や、有害化学物質による環境汚染を防止するため、環境監視や発生源対策を推進しました。

3 人材育成・協働の推進

(1) 人材育成・協働の推進

(環境教育・環境学習の推進)

食育・花育センターでは、「花や緑」に親しみ、育てることが、健全で豊かな心を育むために効果的であり、自然環境を大切にする気持ちを育てることから、アグリ・スタディ・プログラム等の団体プログラムを実施しています。カリキュラムに基づいたプログラムの実施や、寄せ植え、草花であそぼう等の花育体験団体プログラムを実施し、平成29年度は、78団体を支援しました。

また、子どもたちによる田植えや草取り、稲刈りといった農作業や、田んぼの生きもの調査などを通して、地域の食や風土、生物多様性と農業の関わりについて学ぶ教育ファーム（農業体験学習）を市内全ての小学校で展開しました。

本市の生きものや自然情報を紹介する「にいがた生きものファンクラブ」では、Facebookやメールマガジンをとおして、魅力的な情報を発信しています。平成29年度の生きものファンクラブ登録者数は628人でした。

(多様な主体の協働のための仕組みづくり)

市民団体・企業からなる「にいがた市民環境会議」、「新潟市温暖化対策地域推進協議会」「新潟地区環境保全連絡協議会」と連携し、市民の環境問題に関する認識の啓発と環境保全意識の向上を目的として、平成29年10月1日に環境フェアを開催しました。

評価指標の達成状況

指標項目	計画策定時点 (平成25年度)	実績 (平成29年度)	目標 (平成34年度)
生物多様性の象徴としてのハクチョウとの共存	日本一の越冬数	現状を維持	現状を維持
特定外来生物※ ₁ の種類	10種	11種	現状より減少
環境保全型農業を実施する農地の割合※ ₂	34.4%	35.4%	50%

※₁ 日本在来の生物の生活をおびやかす外来生物を国が定めたもの

※₂ 主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬・化学合成肥料を5割以上削減した栽培面積の割合

第5章 快適な生活環境の創造

現状と課題

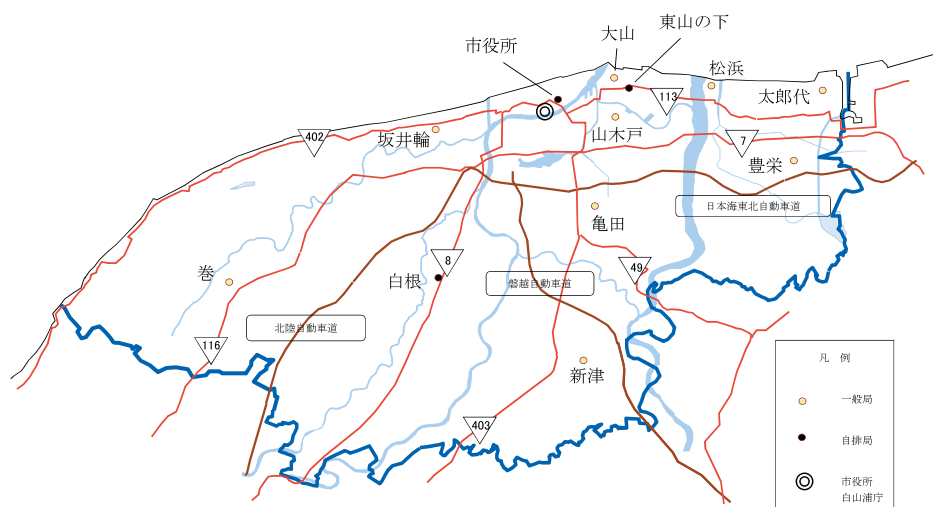
<新潟市の主な生活環境>

大気環境

市内の大気汚染状況を把握するため、常時監視を実施しています。

平成29年度の測定結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、一酸化炭素や有害大気汚染物質は、全測定局で環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダントは、緊急時の注意報発令レベルには達しませんでした。環境基準は全測定局で未達成でした。また、微小粒子状物質（PM2.5）においても未達成となる年があることから、これらの濃度の上昇要因を明確にするため、発生源や原因物質の解析を進めていくことが必要です。



図表5-1 大気常時監視測定網

水環境

本市は、信濃川と阿賀野川の2大河川をはじめとする河川、福島潟、鳥屋野潟や佐潟などの湖沼や日本海といった多くの水面を有し、古くから“水の都”と呼ばれていました。この豊かな水環境を守るため、継続的な水質監視や事業場の排水規制、生活排水の施設整備を行うことが必要です。

音環境

市内の音環境の保全のため、騒音監視を実施しています。

平成29年度の一般環境騒音測定結果では、全測定地点で環境基準を達成していました。

自動車騒音、航空機騒音については、概ね環境基準を達成していますが、航空機騒音では毎年未達成の地点があります。

新幹線騒音については、全測定地点で環境基準未達成でした。

引き続き騒音等の対策を推進することが必要です。

<景観>

美しく個性的で魅力あるまちづくりを目指し、優れた景観を「まもり、そだて、つくり、つたえる」ため、平成19年4月に景観法に基づく「新潟市景観計画」と「新潟市景観条例」、平成8年4月に屋外広告物法に基づく「新潟市屋外広告物条例」を定め、総合的・計画的に景観形成を推進しています。

さらに、市内各地域において、それぞれの歴史と文化を活かした「修景」や「きめ細かなルール

作り」を市民・事業者と一体となって取り組んでいくことで、市民共通の資産である新潟らしい景観の形成に取り組んでいます。

＜歴史・文化＞

市民が郷土に対する関心と理解を深めることができるように、地元の環境と人々の関わりあいをお話の貴重な歴史・文化遺産の調査研究を進め、その保存活用を図るための歴史文化施設を整備し、管理運営しています。今後は歴史・文化遺産の保存活用について、市内外に情報発信することで、新潟市の魅力をPRしていくとともに、地元の魅力の再発見に努めることも必要です。

＜防災対策＞

地域防災力育成事業により、自主防災組織の結成と防災訓練の実施を促進しており、平成29年度末には、本市の自治会に加入する世帯の88.7%で自主防災組織が結成されています。また、避難行動要支援者対策として、自主防災組織などの支援者に対する名簿配布や、避難行動要支援者名簿登録を進めています。さらに、迅速かつ適切な災害対応を実施するため、災害対策センターを実施するなど、災害対応インフラの整備も進めています。

施策展開

1 環境負荷の抑制

(1) 大気環境の保全

(環境大気常時監視)

環境基本法により環境基準が定められている物質について、平成29年度の達成状況は図表5-2のとおりであり、光化学オキシダント以外の項目で環境基準を達成しました。

図表5-2 測定局環境基準適合状況

		二酸化硫黄		二酸化窒素	光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	一酸化炭素	
		長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価		短期的評価	
一般環境大気測定局	豊栄	-	-	○	×	-	-	-	-	-	-
	太郎代	○	○	○	×	○	○	○	-	-	-
	松浜	○	○	○	×	○	○	-	-	-	-
	大山	○	○	○	×	○	○	○	-	-	-
	山木戸	○	○	○	×	○	○	-	-	-	-
	亀田	-	-	○	×	○	○	○	-	-	-
	新津	-	-	○	×	-	-	○	-	-	-
	坂井輪	-	-	○	×	-	-	○	-	-	-
	巻	-	-	○	×	-	-	○	-	-	-
ガス自動車排出測定局	東山の下	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○
	市役所	-	-	○	×	-	-	○	-	-	-
	白根	-	-	○	×	○	○	○	○	○	○

②表内の「○」は、適合を示す。

表内の「×」は、不適合を示す。

短期的評価とは、1日平均値または1時間値について、環境基準と照らして評価したものをいう。

長期的評価とは、1日平均値を年間にわたり観察し、環境基準と照らして評価したものをいう。

※二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の日平均値を評価し、また、二酸化窒素については、1日平均値の低い方から98%に相当するものによって評価を行う。

光化学オキシダントは、前年度に引き続き全測定局で未達成でしたが、「新潟県光化学スモッグ緊急時対策要綱」に定められている光化学スモッグ注意報の発令基準（1時間値で0.12ppm）を超えたことはありませんでした。本市では光化学オキシダントなどの大気汚染物質の濃度が上昇し、一定基準を超えた場合、市民に情報を迅速に伝えられるように体制を整備しています。

（事業場における発生源対策）

ばい煙や粉じんによる大気汚染を防止するため、大気汚染防止法や新潟市生活環境の保全等に関する条例（以下「市生活環境保全条例」という。）に基づき、工場・事業場に対する立入検査を39件実施し、施設の稼働状況、ばい煙等の濃度や排出量を確認し、適宜指導を行いました。

また、市生活環境保全条例に基づき、公害防止協定を15社15工場と締結し、法律や条例の規制よりも厳しい公害防止措置を取り決めているほか、一部の協定工場には、ばい煙濃度や燃料使用量などのデータを伝送するため、発生源テレメータシステムを設置し常時監視しています。

（有害大気汚染物質）

濃度が低くても継続的に摂取することにより人の健康を損なう恐れのある有害大気汚染物質について、健康被害の未然防止の観点から、大気中の有害大気汚染物質の調査を実施しています。

平成29年度は、松浜一般局、大山一般局、長嶺自排局及び新津一般局の4地点で調査を実施しました。

その結果、環境基準が設定されている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）は基準を達成しました。

（2）水環境の保全

（河川・湖沼及び海域の水質測定）

本市内の河川・湖沼及び海域について、水質汚濁防止法に基づき新潟県が作成した測定計画により、水質を測定しています。平成29年度は、3地点の海域におけるCOD（化学的酸素要求量）項目を除き、環境基準を達成しました。



(事業場排水対策)

水質汚濁防止法, 新潟県生活環境の保全等に関する条例 (以下「県生活環境保全条例」という。) 及び市生活環境保全条例に基づき159事業場について延べ229回の立入検査を実施し, 施設の稼働や排水の状況を確認し, 必要な指導を行いました。

(生活排水対策)

特に生活排水により汚濁が進行していた鳥屋野潟流域, 西川流域及び新発田川流域が「生活排水対策重点地域」に指定されたことから, 「生活排水対策推進計画」を策定しました。関係者と浄化対策を行った結果, 水質は徐々に改善し, 各河川・湖沼で環境基準を達成しました。

また, 平成29年度は, 水環境ポスター展やパンフレットの配布による啓発を行いました。



パンフレット
「水環境を考える」

(下水道の整備)

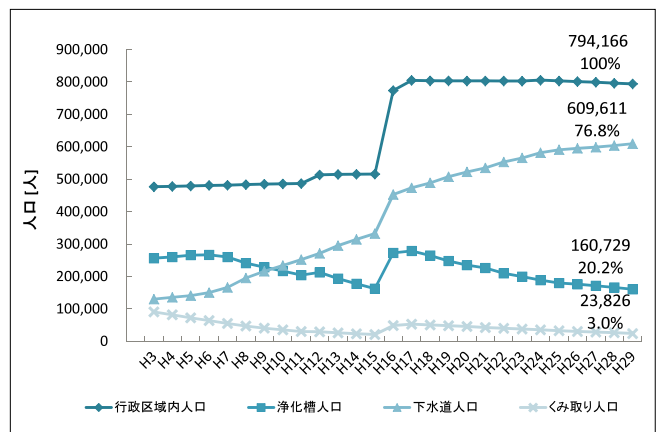
快適で衛生的な市民生活を実現し, 河川などの水環境を保全するため, 管渠やポンプ場・下水処理場の整備を推進します。平成29年度は, 143.7 haを整備し, 下水道普及率は85.3%となりました。

また, 下水道への接続を促進するため, 助成制度や改造資金の融資制度などを設けています。平成29年度は, 415件の助成・融資制度の申請がありました。

(浄化槽の適正維持管理及び普及)

平成29年度中に本市内に新たに設置された浄化槽は, 384基でしたが, 下水道への切り替えなどに伴う廃止が806基あり, 平成29年度末現在で総設置数は52,360基となり, 浄化槽使用人口は, 全人口の20.2%となっています。

本市では, 浄化槽法などに基づき, 設置者に対する啓発や浄化槽関連業者に対し適正な業務の実施指導などを行い生活環境の保全に努めるとともに, 小型合併処理浄化槽の設置に係る補助制度を設け, その普及促進に努めています。平成29年度は, 105基 (5人槽55基, 7人槽47基, 10人槽3基) を補助しました。



図表5-4 し尿処理方法別人口内訳の推移

(3) 音環境の保全

(自動車騒音対策)

自動車交通騒音・振動対策は, 自動車本体の低騒音化, 交通規制, 道路構造改良のほか, 公共交通機関の整備と利用促進, 交通の渋滞及び通過車両の削減を目的とした環状道路整備の推進など, 総合的な交通対策を進めていく必要があります。

なお, 当面の対策として, 道路管理者に対して防音壁の設置及び低騒音舗装の採用などにより騒音・振動の低減を図るよう要望するとともに騒音・振動調査を継続的に実施し, 生活環境の保全に努めていきます。

さらに, 道路整備に当たっては, 騒音に係る環境基準を維持できるように, 道路管理者又は関係機関に働きかけています。

(航空機騒音対策)

航空機の騒音による障害が著しいと認められる地域に所在する住宅に対しては, 「公共用飛行

場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、区域を指定して騒音防止工事の助成を行っています。そのほか、住宅騒音防止工事で設置された空調機のうち、老朽化したものを対象として、更新工事の助成を行っています。

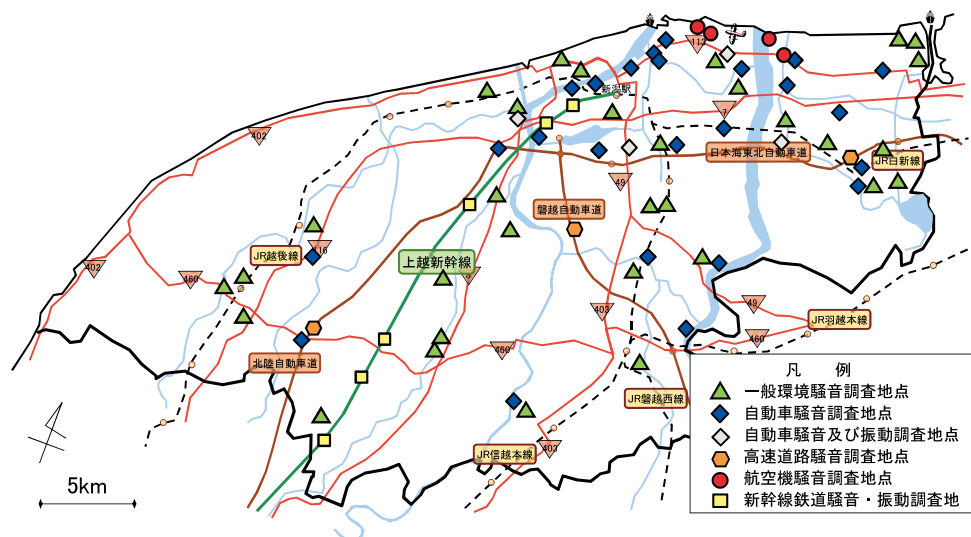
また、本市と新潟県では、住宅騒音防止工事で設置された空調機の稼働にかかる電気料及び防音サッシの修繕費の助成を行っています。

本市としては、今後も空港周辺の航空機騒音測定を実施し、その調査結果を踏まえ、国に騒音対策の推進を図るよう働きかけていきます。

(鉄道騒音・振動対策)

新幹線の騒音については、全測定地点で環境基準未達成であることから、今後も監視調査を継続し、環境基準の達成状況の把握に努めるとともに、調査結果などをもとにJR東日本新潟支社に対して防音対策を講じるよう働きかけていきます。

また、新幹線鉄道振動や在来線による騒音・振動についても、現状を把握するため測定を実施し、その結果に基づき必要に応じてJR東日本新潟支社に対して、防音・防振対策を講じるよう働きかけていきます。



図表5-5 騒音・振動調査地点位置

(工場・事業場等の騒音・振動対策)

騒音規制法、振動規制法及び市生活環境保全条例に基づき特定（指定）施設を有する工場について必要な規制を行い、生活環境等に影響を与えないよう、周辺の状況等を十分勘案し、施設の配置や防音対策など地域の実情に即して適切に行うよう指導しています。

(建設作業騒音・振動対策)

騒音規制法、振動規制法及び市生活環境保全条例に基づき、特定（指定）建設作業について必要な規制を行い、法令による届出時に工事を行う元請業者に対し低騒音・低振動型建設機械の使用、低騒音・低振動工法の採用、防音シート等の設置や周辺住民に対する工事の事前説明等の徹底を指導しています。

(近隣騒音対策)

生活様式の変化や、都市の過密化などにより、近隣騒音の苦情が寄せられています。

近隣騒音とは、カラオケによる深夜騒音、一般家庭生活におけるピアノの音、冷暖房といった設備機器類などが周辺の生活環境に影響を与えるものをいいます。

本市では、市民からこれらの苦情が寄せられた場合、飲食店の冷凍機騒音などのように規制の対象となるものについては、基準の遵守について指導を行っていますが、生活騒音などの規制の

ないものについては、当事者間の理解を促すよう努めています。

(4) 土壌・地盤環境の保全

(土壌環境の監視調査)

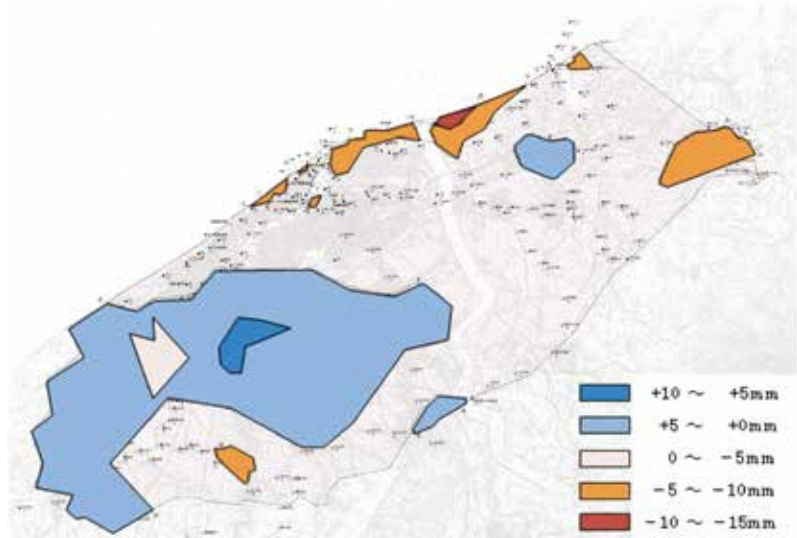
土壌汚染対策法や関連条例に基づき、有害物質による地盤環境について監視・調査を実施しています。27項目の環境基準が設定されており、一部の項目で汚染が確認されています。

平成29年度末現在、土壌汚染対策法の指定区域は累計で18件であり、汚染が判明し県生活環境保全条例に基づいた届出数は累計で90件となっています。

汚染が判明した場合は、速やかに周辺の地下水の利用状況を確認し、地下水を飲む際には水質検査の実施を啓発するとともに、汚染原因者に対しては汚染の除去等の対策を講じるよう指導しています。

(地盤沈下対策)

平成29年度の水準測量の結果では、阿賀野川河口を中心として、海岸部では年間1～2cm程度の沈下が継続しています。昭和35年に科学技術庁資源調査会は「地盤沈下の主要因は、ガス・水の大量汲み上げである」ことを報告しています。その見解に基づいて、水溶性天然ガスや一般地下水の採取規制を行っています。その結果、地盤沈下は



図表5-6 地盤変動量等高線 (H28.9.1-H29.9.1)

ほぼ沈静化していますが、監視のため、国・新潟県と連携し、公共水準測量を実施します。また、監視に必要な観測所及び観測機器の維持管理を行います。

(5) 有害化学物質による環境汚染の防止

(ダイオキシン類の監視)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視として調査を実施しています。この法律では、大気・水質（水底の底質を含む）・土壌の環境基準が設定されており、平成29年度は河川1地点を除き、環境基準を達成しました。

(事業場における発生源対策)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成29年度は廃棄物焼却炉などの特定施設を有する5事業場（5施設）について立入検査を実施し、全施設で排出基準を達成していることを確認しました。

(有害化学物質の排出量及び移動量の把握)

化学物質による環境汚染を防止するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく、PRTR制度※において、特定化学物質の使用状況を把握し、対象物質の排出量及び移動量について公表しています。

平成29年度のPRTR制度の届出数は259事業所でした。

※人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所以外へ移動する量を事業者が自ら把握し国に届出し、国は届出データや推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度

(6) 監視体制の充実

(新潟地域公害防止計画)

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しいか又は著しくなるおそれがある地域において、環境大臣の策定指示により、関係都道府県知事が作成する計画です。新潟地域については、昭和50年以来8回にわたって公害防止計画が策定されています。現在は第8次公害防止計画に基づき、総合的な公害防止対策が講じられています。

(公害防止組織の整備)

公害防止のための組織を設置又は加入して、関係団体との連携を進めています。

新潟地区環境保全連絡協議会	環境保全のための知識や情報の交換
水質汚濁対策連絡協議会	信濃川・阿賀野川水系の水質保全
鳥屋野潟総合整備推進行政連絡会議等	鳥屋野潟・西川・新発田地区中小河川の水質保全
新潟東港背後地市町村環境対策協議会	新潟東港臨海工業地帯の公害防止
新潟県高速道路交通公害対策協議会等	高速道路や新幹線における騒音・振動の防止

(7) 移動しやすい交通環境の実現

本施策は、「第2章 低炭素社会の創造（3 低炭素型交通への転換）」において定める施策を推進することにより、実現を図りました（12ページから13ページ参照）。

2 良好な景観の形成

(1) 地域固有の景観特性に応じた景観形成

(景観計画、景観条例に基づくまちづくり)

新潟市景観条例、新潟市景観計画に基づき、良好な景観を形成するための方針や理念、行為の制限、建築物の形態や意匠など具体的な守るべき基準等を定めています。また、重点的に景観を保全する区域として景観特別区域を定めることで、それぞれの地域特性に応じた景観の形成を図っています。（二葉町1丁目1区地区、信濃川本川大橋下流沿岸地区、旧齋藤家別邸周辺地区）

また、建築物等の新築、増築、改築等及び外観の変更並びに土地の形質の変更等、景観計画区域内における行為の届出に対しては景観アドバイザー制度を活用し、指導・助言を行いながら、建築主や事業者に対する意識醸成を図り、良好な景観を形成しています。平成29年度の届出件数は157件でした。

(2) 市民等による良好な景観形成の支援

(景観形成にかかる活動支援)

一定の地区における景観の形成を目的とする組織を「景観形成推進組織」として認定し、その組織の活動に対して、初年度は20万円かつ1/2以下、2年度以降は10万円かつ1/2以下の費用の助成を行っております。平成29年度の助成実績は1団体でした。

3 歴史・文化遺産の継承と活用

(1) 歴史・文化遺産の継承と活用

(文化財の保存と活用)

市内各地域にある有形・無形の文化財など、先人が残した貴重な遺産を良好な状態で後世に引き継いでいくため、計画的な文化財調査を実施しています。毎年1月26日の文化財防火デーには、国指定重要文化財「旧笹川家住宅」(南区)、「種月寺」(西蒲区)などで防火訓練を実施しています。また、新潟市文化財センター(西区)では、埋蔵文化財の発掘調査や出土遺物の保存処理を行うほか、出土遺物・民俗資料の展示や勾玉作りなどの体験学習を行っています。新潟市歴史博物館では、本市の歴史に関わる常設展・企画展や、教育普及事業を行うほか、新潟開港150周年に向けて、アニメーション映像を制作するなど、みなとまち新潟の歴史・文化の魅力を発信しています。

さらに、国指定天然記念物「鳥屋野逆ダケの藪」(中央区)、国指定名勝「旧齋藤氏別邸庭園」(中央区)などの文化財の公開や、発掘調査速報会の開催などを通じて、郷土の歴史により親しみやすくなるような情報提供を行っています。

(史跡・歴史的建造物等の整備)

史跡や歴史的建造物などは、周辺環境と一体となって歴史・文化を感じさせる風景を生み出しています。これらを整備することで、地域固有の風景を守っています。

平成29年度は、「旧新潟税関庁舎」の耐震補強と防災設備改修工事に着手しました。工事の設計は周囲の景観に配慮したものとしました。

また、国指定史跡「古津八幡山遺跡」(秋葉区)を適切に保存・管理していくため、保存活用計画に従い、史跡周辺の試掘・確認調査を実施しています。

(歴史的資料の保存と活用)

本市が所蔵する歴史的な公文書・行政刊行物や歴史文書、さらには民間所蔵の歴史文書などの歴史的資料の収集、保存、公開を図るとともに、文書館の整備に向け検討を行っています。

また、年1回「新潟市歴史資料だより」を発行するとともに、歴史講座を開催するなどして、市民の郷土に対する関心と理解を深めるよう努めています。

4 自然災害への適応

(1) 災害予防対策の充実

(自主防災の促進)

地域防災力育成事業により、自主防災組織の結成促進と防災訓練の実施を促しました。平成29年度末には、前年度から0.4%増加し、新潟市の世帯の88.7%で自主防災組織が結成されました。

また、避難行動要支援者対策として、災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者の名簿登録を進め、自主防災組織などの支援者に対して名簿を配付するとともに、避難行動要支援者一人ひとりに対する個別避難支援計画の策定を推進しています。平成29年度末時点では約21,000人が登録し、個別避難支援計画の策定率は64.1%となりました。

(2) 災害応急対策の充実

(災害時の情報発信)

迅速かつ的確に災害対応を実施するため、本館3階に災害対策センターを整備し、総合防災情報システムを運用しています。

(3) 災害に強い社会基盤整備

(雨水貯留浸透対策推進事業)

雨水対策として、幹線管渠整備など雨水排除能力の増強に加え、雨水の貯留有効利用や地下浸透などの促進により、雨水流出の抑制を図るとともに、適正な水循環の維持・形成に努めます。

学校などでは貯留浸透施設の整備を推進し、また、開発行為に対しては雨水流出抑制技術指針により、雨水流出抑制施設（貯留池などの貯留施設及び浸透ます、透水性舗装などの浸透施設）の設置を協議しています。

5 環境保全のための事前配慮の推進

(1) 環境保全のための事前配慮

(環境影響評価制度)

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは、事業利益や採算性だけでなく、道路建設や最終処分場の設置など、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の内容を決めるにあたって、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、住民や自治体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうとするものです。

新潟市環境影響評価条例における対象事業は、道路、鉄道、空港、発電所など（法の対象事業を除く）の他、廃棄物処理施設やスポーツ施設の設置など17種類の事業で、市域で実施される可能性がありかつ環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを規定しています。現在、本市において環境影響評価手続きが行われている事業は、法対象事業の下記1件です。

手続根拠	事業名	事業の種類	進捗状況
法	一般国道116号・吉田バイパス（仮称）	道路の新設又は改築	方法書（完了）

(2) 小規模開発における事前協議

(指定開発事業事前届出制度)

開発行為や工場等の建築の際には、それぞれ法令等に基づき事前に審査を受けることになっています。しかし、完成後に周辺的生活環境に影響を与えることがあり、公害苦情として問題化する場合も少なくありません。

本市では、このような環境問題を未然に防止するため、市生活環境保全条例により指定開発事業の事前届出制度を設け、開発行為や工場等の建築を行う前に環境に与える影響について事前審査を行い、環境基本計画に掲げる環境配慮指針を適正に運用するよう、届出者に対して文書で助言、指導又は勧告することになっています。平成29年度における指定開発事業実施届出件数は、47件でした。

また、専用住宅以外のものを建築する場合には、建築確認申請の前に各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）で事業内容の確認を行うことになっています。平成29年度の点検件数は、396件でした。

(3) 環境情報の整備提供

(自然環境保全資料の活用)

本市域内に生息及び生育する希少種の種類やその生息地を明らかにし、公共事業や各種開発行為の際の「自然環境配慮」「希少野生生物種の保護対策」の基礎資料とするため、平成21年度に作成した新潟市版レッドデータブックを活用しています。

(4) ユニバーサルデザインの推進

(ユニバーサルデザインの導入)

個人のさまざまな状況にかかわらず、一人ひとりがお互いを理解・尊重し、協働しながら環境づくりに取り組めるよう、ユニバーサルデザインの考え方を導入しています。

評価指標の達成状況

指標項目	計画策定時点 (平成25年度)	実績 (平成29年度)	目標 (平成34年度)
生活環境における空気のきれいさ※ ₁ 沿道における空気のきれいさ※ ₂	0.007ppm 0.009ppm	0.007ppm 0.009ppm	現状より低減
水がよりきれいなランク※ ₃ になった河川・湖沼の水域数	—	0	3地点
食育・花育センターが実施する花育体験プログラム等の実施団体数	30団体	78団体	70団体
保育所、幼稚園、小学校の地域との連携による花育活動実施率	48%	53%	60%
植栽やビオトープづくり等、美しい農村景観の形成を行う農地の割合※ ₄	78%※ ₅	85.7%	90%

※₁ 一般環境大気測定局における二酸化窒素濃度

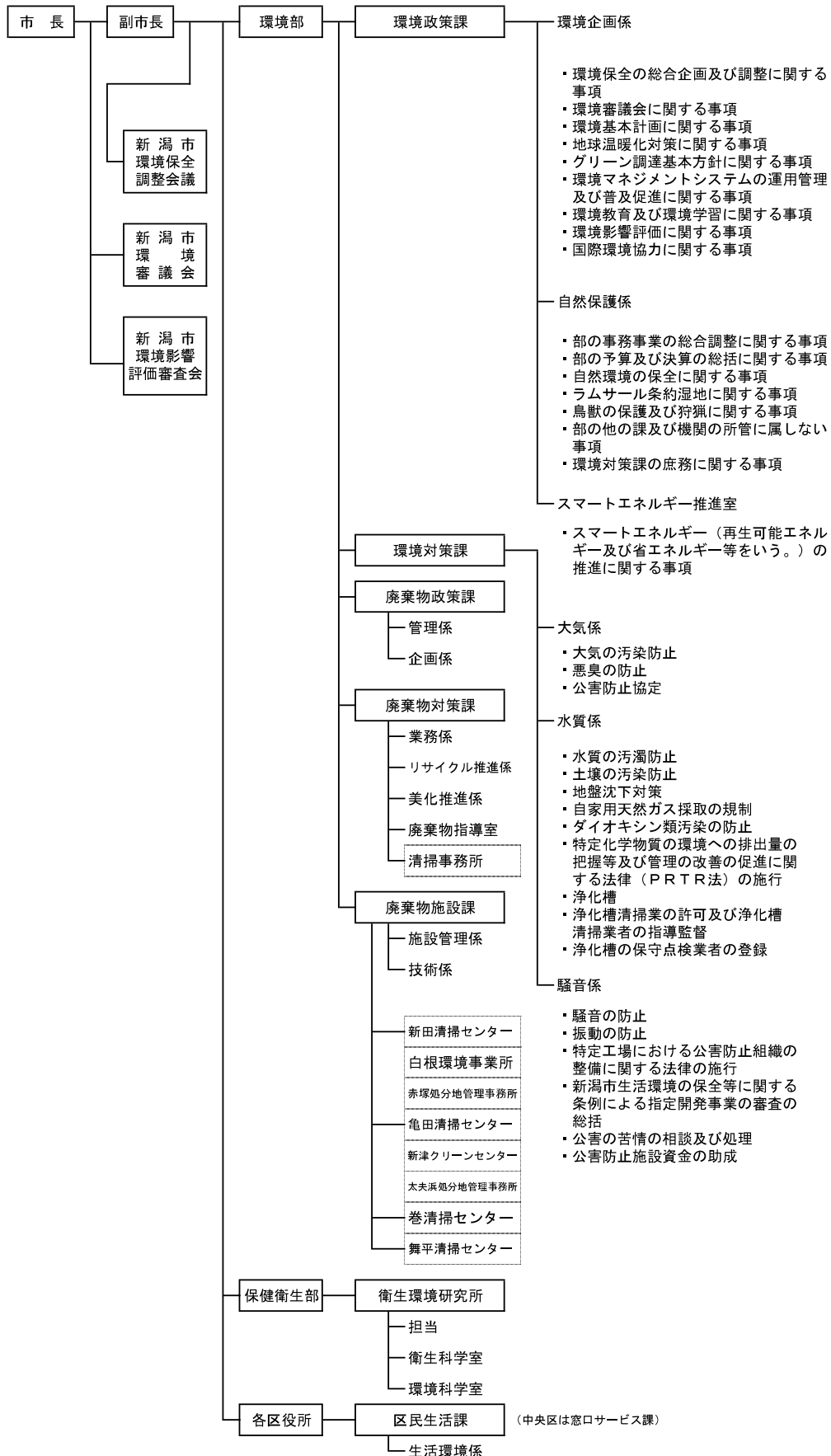
※₂ 自動車排ガス測定局における二酸化窒素濃度

※₃ ランクとは、河川・湖沼の類型（AA, A, B, C, D, E）に相当するようなきれいさとし、項目としてBOD75%値/COD75%値で評価

※₄ 農地、水路、農道等の質的向上を図る共同活動を支援する「資源向上支払交付金（多面的機能支払交付金事業）」の対象農地の割合

※₅ 当該項目のみ平成26年度の数値を記載

1 環境保全行政組織・機構（平成30年4月1日現在）



2 新潟市環境基本条例

平成8年7月2日
条例第20号

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の基本方針（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条）
 - 第3節 環境の保全に関する基本施策（第10条－第20条）
 - 第4節 環境の保全等に関する協力（第21条・第22条）
 - 第5節 推進体制の整備（第23条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 大気、水、土壌、生物その他の環境の自然的構成要素及び文化財、歴史的建造物その他の環境の文化的構成要素並びにそれらにより構成される生態系、景観その他の相互作用に着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- (2) 環境の保全上の支障 公害その他の人の健康若しくは生活環境に係る被害が生ずること、又は広く公共のために確保されることが不可欠な自然環境が適正に保全されないことをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう維持し、又は形成する責務を担っていることを共通の認識として、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、生産、消費等の

社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを共通の認識として、積極的に推進されなければならない。（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、これに伴う公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に参画し、協力する責務を有する。

（年次報告）

第7条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第8条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図るとともに、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 大気、水、土壌、生物等の自然を構成する要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、又は形成すること。
- (2) 生態系の多様性の確保及び希少な野生動植物の保護並びに樹林地、農地、水辺地等によって構成される多様な自然環境の適切な保全を図ることにより、自然と人間とが共生する豊かな環境を確保すること、及び人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (3) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成並びに文化財その他の歴史的遺産等の保全及び活用を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。
- (4) 科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防止されるよう努めること。
- (5) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費の抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

第2節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する環境配慮のための指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ新潟市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全に関する基本施策

(市の施策の策定等にあたっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(環境事前配慮の推進)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を取ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その者の経済的状況を勘案しつつ必要かつ適切な経済的助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(循環を基調とした社会資本の整備等)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築するため、市が自ら実施し、又は直接かかわる都市施設及び市街地開発事業その他の公共的事業に関し、効率的な物流、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び適正な水循環等が促進されるよう総合的かつ計画的な整備に努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施にあたって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と健全な利用の促進)

第15条 市は、自然環境の保全を総合的に推進するため、樹林地、水辺地等の多様な自然環境の保全を図るとともにそれらを核とした生物生息空間等の有機的な連携の確保を旨として、公園、

緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用の促進を図らなければならない。

2 市は、農地及び未利用地その他の民有地における自然環境の保全及びそれらの健全な利用を推進するため、土地所有者の環境の保全に関する自主的な取組が促進されるよう技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全に資するため、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）に基づき、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(財政措置)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 環境の保全等に関する協力

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(国際協力)

第22条 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第5節 推進体制の整備

第23条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及びこれらの者が組織する民間団体等との協働により、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

新潟市 環境部 環境政策課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL：025（226）1363

FAX：025（230）0467



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。